栄町

第5次障がい者計画 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 (令和3年度~令和5年度)

令和3年3月 千葉県栄町

はじめに



障がい者を取り巻く環境は、国連の「障害者の権利に関する条約」を機に、障害者基本法の改正をはじめ、障害者虐待支援法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などの法改正等相次いで整備されるなど、障がい者の権利に関する支援が推進されてきました。

また、少子高齢化や障がいの重症化、発達障がいや

医療的ケア児などをはじめとする特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化していることに加え、新型コロナウイルス感染症による「新しい生活様式」が開始された事により、障がい者の日常生活や社会生活も変化する事が懸念されるところです。

このような中、これまでの事業の検証及び実態調査等の結果等を踏まえ、新たに令和3年度から5年度までを計画とする、「栄町第5次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

この計画は、"障がいのある人もない人も ともにいきいきと生活ができる 地域共生社会"を基本理念として前計画を継承しつつ、7つの基本目標を掲げ、障がいについての理解を深めるべく、きめ細やかな政策を進めていくための取組みをまとめたものです。

本計画の推進にあたりましては、町民の皆様をはじめ、医療・福祉・介護・保健・教育の関係者の方々のより一層のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、熱心なご協議とご提言を頂きました栄町障害者施策推進協議会及び障がい者自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力を頂いた方々、及び本計画にご尽力を頂きました多くの皆様に、心から御礼を申し上げます。

令和3年3月

栄町長 岡田 正市

目次

第 1	編	総論	1
第	1章	計画策定にあたって	2
1	計画	の概要	3
		計画策定の趣旨	
	(2)		4
	(3)	千葉県の方針	5
	(4)	SDGs推進に向けた取組	5
	(5)	計画の期間	4
2	法令	・制度改正等の動き	6
	(1)	障害者差別解消法の施行	6
		発達障害者支援法の一部改正	
		障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	
		社会福祉法の一部改正	
		障害者雇用促進法の改正	
_		基本指針の見直しについて	
3		の策定・推進体制	
		策定体制	
		推進体制	
	•	障がいのある人を取り巻く現状	
1	人口	• 世帯	15
2	障害	者手帳等の所持者数	16
	(1)	身体障がい者	16
	(2)	知的障がい者	17
		精神障がい者	
		障がいのある子どもの状況	
		難病患者	
3		資源の状況	
		障がい福祉サービス等提供事業所	
		相談支援	
4		ケートからみた障がい者の状況	
		実施概要	
	(2)	調査結果	22
第 2	編	障がい者計画	43
-1		基本的な考え方	
	-	— • • • • • • • •	
1		理念	
2		目標	
		差別の解消と権利擁護を図る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		安心して暮らせる保健・医療を充実する	
		共に育ち、共に学ぶ教育を推進する	
		地域で自立生活を支える就労の場をつくる	
	(5)	地域での自立生活を支える	40

	(6)	安心・安全なまちをつくる	46
	(7)	地域でいきいきと生活できる環境をつくる	46
第	4章	障がい福祉施策の体系と事業	47
1	施訇	5体系	48
2		·····································	
		- 次は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
		保健・医療の充実	
		教育・育成体制の充実	
		雇用・就労の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		社会参加の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	- ^-		
第3	3 編	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	
第	5章	障がい福祉サービス等の見込量	67
1	障が	『い福祉サービス等の利用状況	68
	(1)	障がい福祉サービス等受給者数の推移	68
	(2)	利用人数・利用量の推移	69
2	地垣	は生活支援事業の利用状況	74
3	障が	『い福祉サービス等の見込量	78
	(1)	訪問系サービス	78
	(3)	居住系サービス	80
	(4)	相談支援及び相談支援体制の充実・強化のための取組 【新規】	81
	(5)	障がい児支援	82
		発達障がい者等に対する支援 【新規】	
		精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 【新規】	
		障がい福祉サービスの質を向上させるための取組 【新規】	
4		は生活支援事業の見込量	
		必須事業	
		任意事業	
第	6章	成果目標	90
1	令和	🛮 5 年度末の目標	90
2 / /2	4v4 4	5	
貝		扁	
1	栄田	丁障害者施策推進審議会設置条例	93
2	栄田	J障害者施策推進審議会委員名簿	95
3	計画	回の策定経過	96

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画の概要

(1)計画策定の趣旨

本町では、平成30年3月に障害者基本法に基づく「栄町第4次障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく「第5期障がい福祉計画」と、児童福祉法に基づく「第1期障がい児福祉計画」を一体で策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この間、国における施策は、2020年東京パラリンピックの開催決定、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行等の大きな動きがあったほか、政府において平成30年3月30日に障害者基本計画(第4次)が閣議決定され、今後5年間における障がい者施策のあり方が示されています。

国の計画では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき 社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」が掲げ られており、障がい者自身による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようにな っています。

このことから、これまで以上に障がい者の社会参加を促すための施策が重要と考えられ、今回、町が策定する「栄町第5次障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」においても、障がいのある人もない人もともに生活ができる地域社会の実現、地域共生社会の実現を目指します。

▶ 国の障害者基本計画(第4次)の概要

1. 基本理念(計画の目的)

共生社会の実現に向け、障害のある人が自らの 決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能 力を最大限発揮して自己表現できるよう支援

2. 基本方向

- ① 社会のバリア(社会的障壁)除去をより強力に 推進
- ② 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
- ③ 障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に 推進
- ④ 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充 実

3. 各論の主な内容

- ① 安全・安心な生活環境の整備
- ② 情報アクセシビティの向上及び意志疎通支援 の充実
- ③ 防災、防犯等の推進
- ④ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ⑤ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ⑥ 保険・医療の推進
- ⑦ 行政等における配慮の充実
- ⑧ 雇用・就業、経済的自立の支援
- 9 教育の振興
- ⑩ 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- ⑪ 国際協力の推進

(2)計画の位置づけ

①法的位置づけ

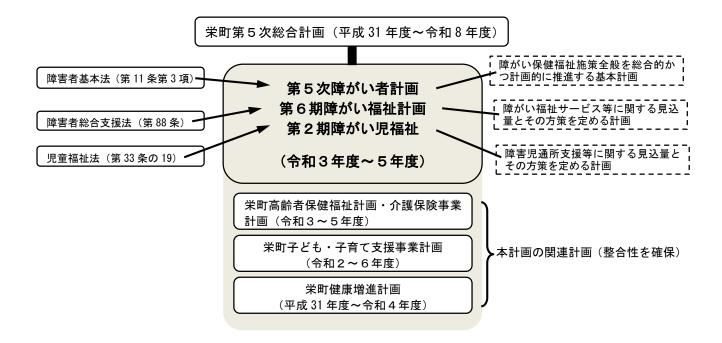
「栄町第5次障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画、「栄町第6期障がい福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画、「栄町第2期障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として位置づけられます。

②諸計画との関係

「栄町第5次総合計画」(基本構想:平成31年度~令和8年度)における、障がい者施策に関する個別計画で、町の介護保険事業計画等の関連計画との整合性や調和に配慮して策定するものです。

国及び県の計画等の方向性を踏まえて策定するものです。

▶ 計画の位置づけ



(3)計画の期間

計画の期間は、令和3年度から5年度までの3年間です。

ただし、国の障がい者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

(4) 千葉県の方針

千葉県では、障がいのある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築を目標に、平成30年3月に「第六次千葉県障害者計画」が策定されています。

この計画では、目標を実現するために、障がいのある人がその人に合った福祉サービスを 選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備するとされて います。また、基本的な考え方として、「障害のある人等の意見の尊重と障害のある人自らの 意思決定の支援」、「障害のある人本位の総合的な支援」、「障害特性等に配慮した支援」、「ア クセシビリティの向上」、「障害を理由とする差別の解消」、「施策の総合的かつ計画的な取組 の推進」の6つが掲げられています。

(5) SDGs推進について

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030年を期限とする先進国を含めた国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

本町としてもSDGsの取組を推進しています。

SUSTAINABLE GALS



本計画で定める基本理念実現や基本目標の達成を目指す施策を推進することは、SDGsの達成へと繋がっていくものです。

本計画は、SDGs17の目標のうち、次の目標の達成に向けた取組を推進するものです。











2 法令・制度改正等の動き

▶ 法令・制度改正等の動き

年	法改正等
平成28年	● 障害者差別解消法の施行● 発達障害者支援法の一部改正
平成30年	● 障害者総合支援法、児童福祉法の一部改正● 障害者基本計画(第4次計画)の策定● 社会福祉法の一部改正(平成30年4月施行)
平成31年	● 障害者雇用促進法の改正
令和2年	● 社会福祉法の一部改正(令和3年4月施行予定)● 基本指針の改正

(1)障害者差別解消法の施行

平成28年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法)が施行されました。この法律は平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の考え方を反映し、行政機関や民間事業者による「障害を理由とする差別」をなくし、全ての人が障がいのあるなしに関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるための法律です。

本法の対象範囲は、障害者基本法で定められた全ての障がいのある人(身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの)で障害者手帳を所持していない人も含まれます。

行政機関や事業者が講ずるべき措置として定められた主な2つの事項は、以下の通りです。

◎ 不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限する、障がいのない人に対しては付さない条件を付ける、などによる、障がいのある人の権利利益の侵害をいう。

◎ 障がいのある人への合理的配慮

行政機関等及び民間事業者が、その事務・事業を行うにあたり、個々の場面において、 障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場 合に、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が 過重でないものをいう。

(2)発達障害者支援法の一部改正

平成28年8月に、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行されました。平成17年の「発達障害者支援法」の施行から10年が経過し、乳幼児から高齢期までの切れ目ない支援や家族などを含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援が必要となってきている背景から、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正されました。

(3) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

平成30年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。

市町村が関連する主な改正内容は、以下の通りです。

趣旨

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の 一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行 うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほ か、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障がい者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援 を行うサービスを新設する
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり 障がい福祉サービスを利用してきた低所 得の高齢障がい者が引き続き障がい福祉 サービスに相当する介護保険サービスを 利用する場合に、障がい者の所得の状況 や障がいの程度等の事情を勘案し、当該 介護保険サービスの利用者負担を障がい 福祉制度により軽減(償還)できる仕組み を設ける

2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ 細かな対応

- (1) 重度の障がい等により外出が著しく困 難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達 支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障がい児が適切な 支援を受けられるよう、自治体において保 健・医療・福祉等の連携促進に努めるもの とする
- (4) 障がい児のサービスに係る提供体制の 計画的な構築を推進するため、自治体にお いて障害児福祉計画を策定するものとす る

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間 で取り替える必要のある障がい児の場合 等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容 等の情報を公表する制度を設けるととも に、自治体の事務の効率化を図るため、所 要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

(4) 社会福祉法の一部改正

平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)」により、社会福祉法の一部改正(平成30年4月施行)が行われ、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が関係機関との連携等により課題の解決を図ること(第4条)や、市町村においては、包括的な支援体制の整備(第106条の3)の他、市町村地域福祉計画の策定(第107条)に努めるものとされました。

また、令和2年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する 法律(令和2年法律第52号)」により、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備 するため、市町村は重層的支援体制整備事業を行うことができること(第106条の4)となっ ており、この法律は令和3年4月に施行されます。

(平成30年4月施行)

- ◇地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加(第4条関係)
- ◇市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)を整備するよう努めるものとする(第 106 条の3 関係)

(令和3年4月施行予定)

◇市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる 社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を 一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に 対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的 かつ重層的に整備する事業として、**重層的支援体制整備事業を行うことができる**こと (第106条の4関係)

(5) 障害者雇用促進法の改正

令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が一部施行 (残りは令和元年9月、令和2年4月施行)されました。障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇 用の支援、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることとされました。

なお、国及び地方公共団体は、障害者活躍推進計画作成指針に即して、障害者活躍推進計画を作成し、公表しなければならないこととされています。

(6)基本指針の見直しについて

国では、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正が行われました。基本指針の改正の主なポイントは、以下の9点です。

▶ 基本指針の改正の主なポイント(都道府県計画に関係するものを含む)

1 地域における生活の維持及び継続の推進

- 地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。
- 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。
- ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。

3 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。
- 就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備 を進める。
- 地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。

4 「地域共生社会」の実現に向けた取組

● 「相談支援」「参加支援(社会とのつながりや参加の支援)」「地域やコミュニティに おけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制につい て、基本的な姿勢や理念を盛り込む。

5 発達障がい者等支援の一層の充実

- 発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。
- 発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、 発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要 性を盛り込む。

6 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- 難聴障がい児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- 児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。
- 障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して 協議を行う体制の整備について盛り込む。
- 自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。

7 障がい者による文化芸術活動の推進

● 国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障がい者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。

8 障がい福祉サービスの質の確保

● 多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、 サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えてい るかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。

9 福祉人材の確保

■ 関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。

3 計画の策定・推進体制

(1)策定体制

①アンケートの実施

前計画に対する評価や今後の施策のニーズ等に関する意見を把握するため、障がい当事者を対象にアンケートを実施しました。

②検討組織と町民の意見集約

本計画は、アンケート調査、パブリックコメント等による町民の意見・要望を収集しています。

また、障がい福祉事業所、関係団体や学識経験者などで組織される「栄町障害者施策推進審議会」「及び障がい当事者や関係機関などで組織される「栄町障害者自立支援協議会」「の意見を踏まえ、適切な反映を図り策定しています。

_

¹ 障害者基本法第36条第4項の規定に基づき「栄町障害者施策推進審議会」を設置しています。この審議会は、 障がい者計画等に関し町長に意見を述べるほか、障がい者に関する施策の推進に関して調査審議及び実施状況に ついて意見を述べ、また、その推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を協議する機関で す。

ii 障害者総合支援法第89条の3に基づく法定の協議会として、「栄町障害者自立支援協議会」を設置しています。 この協議会は、障がいの有無を問わず共に暮らしやすい町づくりを進めるため、関係者・関係機関が連携し、問題 解決を目指すために協議を行う機関です。

(2)推進体制

①町の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画は担当課を中心に、関係部局等との連携を図りながら推進します。

また、障がい福祉計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進するとともに、本計画の実施状況を点検・評価します。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標及びサービスの見込量については、毎年度、実績を把握し、「栄町障害者施策推進審議会」及び「栄町障害者自立支援協議会」に報告して、計画の中間評価として分析・評価を行います。

また、障がい者計画についても「栄町障害者施策推進審議会」及び「栄町障害者自立支援協議会」に毎年度進捗を報告し、必要な施策提言を受けることとします。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ

基本指針

■障がい福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

計画(Plan)





■「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障がい 福祉サービス等の見込量の設定やその他確保方策等を定める。

改善(Action)

■中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直し等を実施。

実行(Do)

■計画の内容を踏まえ、事 業を実施する。



評価 (Check)

- ■成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行う。
- ■中間評価の際には、「栄町障害者施策推進審議会」及び「栄町障害者自立支援協議会」の意見を聴く。
- ■活動指標については、より頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行う。



②圏域での連携

千葉県及び近隣の市町村と連携を取り、栄町障害者自立支援協議会で決定した事項について幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

③行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

④関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外の様々な関係施設等がそれぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある人が身近で役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティア団体や障がい者団体に情報交換や協力を求めながら、計画の推進を図ります。

⑤計画の周知

本計画について、町の広報やホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりに地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、自治会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取組や活動事例などを紹介していきます。

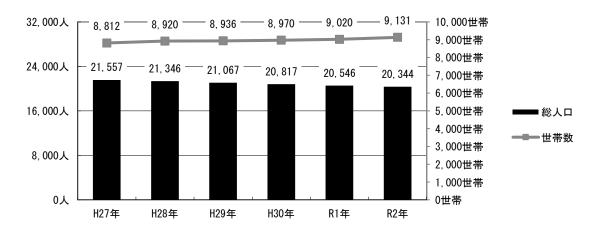
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口·世帯

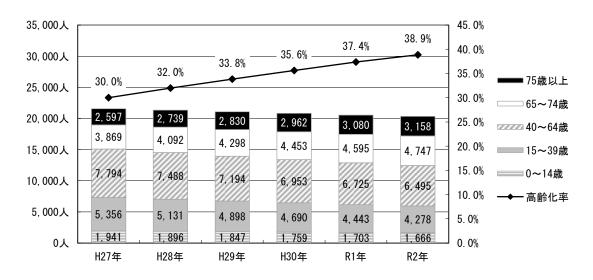
住民基本台帳人口に基づく本町の総人口は、令和2年時点で20,344人となっており、近年 は減少傾向で推移している一方、世帯数は9,131世帯で、増加傾向です。

年齢区分別人口は、64歳未満の人口が減少傾向で推移している一方、65~74歳の前期高齢者数や75歳以上の後期高齢者数は一貫して増加傾向で、令和2年時点での高齢化率は38.9%まで上昇しています。

図表 総人口・世帯数の推移



図表 年齢区分別人口等の推移



資料:住民基本台帳人口(各年10月1日時点)

2 障害者手帳等の所持者数

(1)身体障がい者

本町における身体障害者手帳所持者数は、令和2年度現在で 600 人となっており、全体ではおおむね横ばいで推移している一方、65 歳以上の手帳所持者数は増加傾向です。

等級別にみると、1級と4級が比較的多く、また種類別にみると、肢体不自由と内部障がいが多くを占めており、高齢化の進行に伴って内部障がいが増加傾向です。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移(単位:人)

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年度	令和2年度
区 <i>门</i>	度	度	度	度	741九千茂	77412千段
0~17 歳	11	11	13	11	10	8
18~64 歳	183	172	160	166	148	149
65 歳以上	398	396	415	424	439	443
合計	592	579	588	601	597	600

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年度	令和2年度
	度	度	度	度	7141九千戌	7442千皮
1 級	196	201	205	213	207	210
2 級	78	73	77	84	83	86
3 級	77	76	76	72	77	75
4 級	178	164	171	177	173	171
5 級	29	27	27	27	29	28
6 級	34	38	32	28	28	30
合計	592	579	588	601	597	600

四八	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	人 和二左连	全部 0年度
区分	度	度	度	度	令和元年度	令和2年度
視覚障がい	30	26	30	29	32	33
聴覚平衡機能障がい	42	44	37	42	38	38
音声言語そしゃく機能障がい	9	10	9	9	8	7
肢体不自由	352	334	330	326	319	313
内部障がい	159	165	182	195	200	209
合計	592	579	588	601	597	600

資料:栄町福祉・子ども課(各年度末現在 令和2年度のみ8月末現在)

(2)知的障がい者

本町の療育手帳所持者数は、令和2年度現在で 167 人となっており、おおむね増加傾向で 推移しています。

等級別にみると、重度と中度がおおむね増加傾向にあり、軽度はおおむね横ばいとなっています。

図表 療育手帳所持者数の推移(単位:人)

区分	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和2年度
0~17 歳	47	48	51	48	42	40
18~64 歳	104	110	116	118	123	118
65 歳以上	4	4	4	4	5	9
合計	155	162	171	170	170	167

区分	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和2年度
重度	61	64	64	64	65	65
中度	28	26	33	34	34	38
軽度	66	72	74	72	71	64
合計	155	162	171	170	170	167

資料: 栄町福祉・子ども課(各年度末現在 令和2年度のみ8月末現在)

(3)精神障がい者

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年度現在で 161 人となっており、全ての等級で増加傾向となっています。

また、自立支援医療(精神通院)受給者数も増加傾向で推移しています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(単位:人)

区分	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和2年度
0~17 歳	2	3	1	3	6	6
18~64 歳	100	112	121	126	142	143
65 歳以上	8	9	10	9	9	12
合計	110	124	132	138	157	161

区分	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和2年度
1 級	13	16	16	17	18	23
2 級	75	80	85	83	92	93
3 級	22	28	31	38	47	45
合計	110	124	132	138	157	161

図表 自立支援医療 (精神通院) 受給者数の推移 (単位:人)

区分	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和2年度
自立支援医療(精神通院)受給 者	244	251	259	272	289	280

資料: 栄町福祉・子ども課(各年度末現在 令和2年度のみ8月末現在)

(4) 障がいのある子どもの状況

町内の各小中学校に特別支援学級があります。

小学校では、令和2年度現在で言語学級が2クラス、知的学級が全小学校に、自閉症・情緒学級が4クラス、合わせて59人が在籍しています。中学校では知的学級が1クラス、自閉症・情緒学級が1クラスで8人が在籍しています。

図表 小中学校の特別支援学級在籍児童・生徒数の推移(単位:人)

区分	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元年度	令和2年度
小学校	38	31	35	40	54	59
中学校	17	19	14	13	12	8
合計	55	50	49	53	66	67

資料: 栄町教育委員会(各年度5月時点)

(5)難病患者

令和2年3月末現在の指定難病等(原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病 と呼ばれている疾患)の医療費公費負担の受給者証所持者数は以下の通りです。

図表 指定難病等の医療費公費負担の受給者証所持者数(単位:人)

	所持者数
千葉県特定医療費(指定難病)受給者	164
千葉県特定疾患医療受給者	0
千葉県小児慢性特定疾病医療給付受給者	11
千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者	2

資料:印旛保健所(令和2年3月末現在)

3 地域資源の状況

(1) 障がい福祉サービス等提供事業所

①障がい福祉サービス等

町内の障がい福祉サービス等提供事業所の設置状況は、以下の通りです。

図表 障がい福祉サービス提供事業者の状況

事業項目	事業所数
居宅介護	2
重度訪問介護	1
就労継続支援B型	1
共同生活援助	4
計画相談支援	1
児童発達支援	1
放課後等デイサービス	1
障害児相談支援	1

資料:栄町福祉・子ども課(令和2年8月現在)

②地域生活支援事業

町内で地域生活支援事業を提供している事業者は、以下の通りです。

図表 地域生活支援事業提供事業者の状況

【必須事業】

事業項目	事業所数
相談支援事業	1
成年後見制度法人後見支援事業	1

【任意事業】

事業項目	事業所数
日中一時支援事業	1
成年後見制度普及啓発	1

資料:栄町福祉・子ども課(令和2年8月現在)

(2)相談支援

①障がい児・者相談支援事業所

障がい児・者が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障がい児・者やその家族からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っています。

現在、町内の事業所では指定特定相談支援事業所1か所、指定障害児相談支援事業所1 か所が相談業務に携わっています。

図表 障がい児・者相談支援事業所数の実績

事業項目	事業所数
指定特定相談支援事業所	1
指定障害児相談支援事業所	1

資料:栄町福祉・子ども課(令和2年8月現在)

②民生委員 · 児童委員

心身に障がいのある人や地域の要援護者などの自立更生を援助するとともに、地域福祉の増進に努めるため、厚生労働大臣から委嘱された町内各地区の人が関係機関と協力して活動しています。

図表 民生委員・児童委員数の実績

	人数
民生委員・児童委員	37
主任児童委員	2

資料: 栄町福祉・子ども課(令和2年8月現在)

4 アンケートからみた障がい者の状況

(1)実施概要

①調査の目的

このアンケート調査は、本計画の策定に向けて、町民の皆様の福祉サービスの利用実態 や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるために実施しました。

②調査の概要

〇調査対象

身体障がい者:身体障害者手帳所持者

知的障がい者:療育手帳所持者

• 精神障がい者:精神障害者保健福祉手帳所持者

・ 障がい児: 各障害者手帳所持の児童(身障手帳・療育手帳所持の18歳未満)

•特定疾患(難病): 町特定疾患見舞金支給者

〇調査期間: 令和2年7月10日~7月31日

〇調査方法: 郵送による調査票の配付・回収

③回収状況

	配付数	回収数	回収率
身体障がい者	417	2 1 6	51. 79%
知的障がい者	1 3 0	6 6	50. 77%
精神障がい者	1 4 6	6 6	45. 21%
障がい児	8 3	3 2	38. 55%
特定疾患(難病)	5 3	5 0	94. 34%
슴計	8 2 9	4 3 0	51.87%

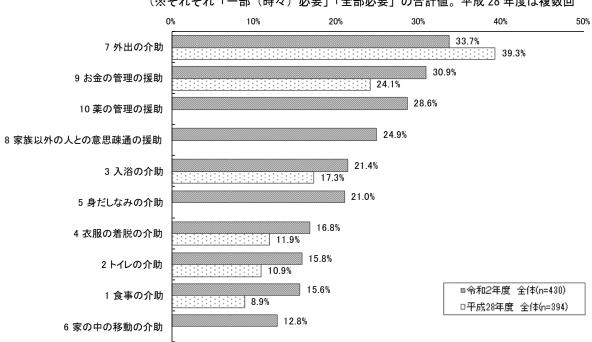
(2)調査結果

①必要な支援

「必要な支援」について、全体をみると「外出の介助」が33.7%で最も高く、次いで「お 金の管理の援助」が30.9%、「薬の管理の援助」が28.6%となっています。

平成28年度に比べ、「外出の介助」は5.6ポイントの減少が見られますが、その他の項 目はいずれも増加しています。

障がいの種類別にみると、「身体」と「難病」では「外出の介助」が最も高く、「知的」「精 神」「児童」では「お金の管理の援助」が最も高くなっています。



(※それぞれ「一部 (時々)必要」「全部必要」の合計値。平成 28 年度は複数回

(単位:%)

No.	カテゴリー名	身体	知的	精神	児童	難病
NO.	10. カナコリー石		(n=66)	(n=81)	(n=15)	(n=48)
1	食事の介助	13. 0	33. 3	19. 7	46. 6	12. 6
2	トイレの介助	14. 6	33. 4	8. 6	66. 7	14. 6
3	入浴の介助	19.0	40. 9	16. 0	80.0	18. 7
4	衣服の着脱の介助	17. 0	34. 8	9. 8	46. 6	14. 6
5	身だしなみの介助	18. 2	42. 4	19.8	66. 7	12. 5
6	家の中の移動の介助	15. 4	19. 7	8. 7	33. 3	18.8
7	外出の介助	33. 5	50.0	34. 6	93. 3	31. 2
8	家族以外の人との意思疎通の援助	18. 9	48. 5	30. 8	86. 7	12. 6
9	お金の管理の援助	23. 4	59. 1	37. 0	93. 4	16. 7
10	薬の管理の援助	21.8	56. 1	28. 4	93. 3	20. 8

※網掛けは、障がいの種類別の上位3位 〔課題〕

必要な支援については、障がいによる症状を問わず、外出の介助が必要とされているほか、 お金の管理や薬の管理の援助が必要とされています。知的障がいの人や障がい児などの判 断能力の不十分な人の方が、身体の不自由を伴う人よりも必要としています。

②住まいや暮らしについて

「現在の暮らしと今後3年以内に希望する暮らし」について、全体をみると、現在、今後ともに「家族と同居」が最も多くなっています。ただし、現在から今後にかけて、「家族と同居」は34件減少しており、「グループホーム」「福祉施設」「その他」がそれぞれ約10件増加しています。

障がいの種類別にみると、「精神」では「一人暮らし」が現在の 9 件から今後は 15 件と やや増加しています。

「希望する暮らしを送るために必要な支援」について、全体をみると「経済的な負担の 軽減」が 48.1%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 31.4%、 「相談対応等の充実」が 29.8%となっています。

障がいの種類別にみると、いずれも「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。「身体」と「難病」では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「在宅で医療的なケアが適切に受けられること」が高くなっており、「知的」「精神」「児童」では「相談対応等の充実」「地域住民等の理解」「コミュニケーションについての支援」などが高くなっています。

希望する暮らしの種類別にみると、いずれも「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。「一人暮らし」と「家族と同居」では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」や「相談対応等の充実」などが高くなっており、「グループホーム」では「コミュニケーションについての支援」「障がい者に適した住居の確保」が高くなっており、「福祉施設」では「地域住民等の理解」「コミュニケーションについての支援」が高くなっています。

【現在の暮らしと今後3年以内に希望する暮らし】

(単位:件)

		全	体	身	体	知	的	精	神	児	童	難	病
No.	カテゴリー名	(n=4	1 30)	(n=2	248)	(n=	66)	(n=	81)	(n=	15)	(n=	48)
		現在	今後	現在	今後	現在	今後	現在	今後	現在	今後	現在	今後
1	一人暮らし	40	40	24	22	3	3	9	15	0	0	6	5
2	家族と同居	347	313	200	180	48	41	64	54	15	14	40	38
3	グループホーム	11	20	5	7	5	10	3	6	0	1	0	1
4	福祉施設	12	17	8	10	6	6	2	3	0	0	0	0
5	病院に入院	7		3		1		1		0		0	
6	その他	3	17	2	13	0	2	2	3	0	0	0	0
7	無回答	10	23	6	16	3	4	0	0	0	0	2	4

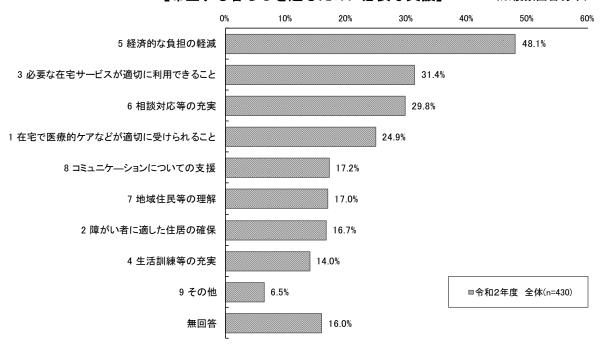
※網掛けは、「現在」よりも「今後」が多いもの

[課題]

家族との同居を今後も維持したい人が大多数となっており、経済的な負担の軽減が最も必要とされています。また、身体障がいや難病など、体の不自由を伴う人は医療的ケアなどの在宅サービスが受けられることを必要としており、知的障がいや精神障がいの人や障がい見は周囲とのコミュニケーションが充実した環境であることを必要としています。

【希望する暮らしを送るために必要な支援】

(※複数回答あり)



(単位:%)

No.	カテゴリー名	身体 (n=248)	知的 (n=66)	精神 (n=81)	児童 (n=15)	難病 (n=48)
1	在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること	29. 0	15. 2	12. 3	0.0	35. 4
2	障がい者に適した住居の確保	17. 3	22. 7	16.0	20. 0	14. 6
3	必要な在宅サービスが適切に利用できること	33. 5	30. 3	17. 3	33. 3	37. 5
4	生活訓練等の充実	10. 9	18. 2	16.0	40.0	20.8
5	経済的な負担の軽減	42. 7	39. 4	65. 4	86. 7	45.8
6	相談対応等の充実	23. 8	30. 3	45. 7	53. 3	25. 0
7	地域住民等の理解	10. 9	33. 3	22. 2	46. 7	16. 7
8	コミュニケ―ションについての支援	10. 1	34. 8	22. 2	46. 7	10.4
9	その他	8. 5	4. 5	4. 9	6. 7	6. 3
10	無回答	20. 2	16. 7	6. 2	0.0	18.8

※網掛けは、障がいの種類別の上位3位

(単位:%)

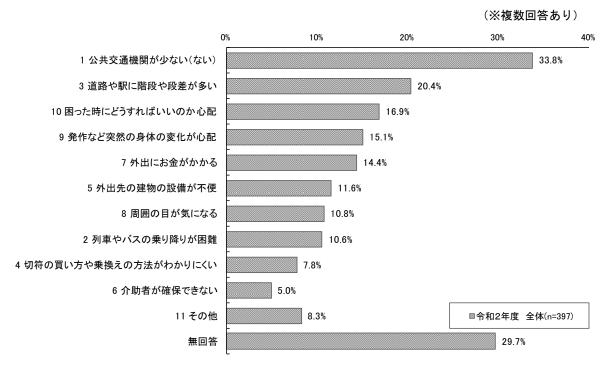
No.	カテゴリー名	一人暮らし	家族と同居	ク゛ルーフ゜ホーム	福祉施設
		(n=40)	(n=313)	(n=20)	(n=17)
1	在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること	25. 0	27. 2	20. 0	11.8
2	障がい者に適した住居の確保	17. 5	16. 6	40. 0	11.8
3	必要な在宅サービスが適切に利用できること	27. 5	36. 4	20. 0	11.8
4	生活訓練等の充実	7. 5	15. 3	30.0	11.8
5	経済的な負担の軽減	45. 0	51. 1	50. 0	52. 9
6	相談対応等の充実	32. 5	32. 9	30. 0	11.8
7	地域住民等の理解	17. 5	18. 2	25. 0	17. 6
8	コミュニケ―ションについての支援	12. 5	15. 7	50.0	23. 5
9	その他	12. 5	5. 1	0. 0	5. 9
10	無回答	15. 0	13. 1	5. 0	17. 6

※網掛けは、希望する暮らしの種類別の上位3位

③外出時に困ること

「外出時に困ること」について、全体をみると、「公共交通機関が少ない(ない)」が 33.8% で最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が 20.4%、「困った時にどうすればいいのか心配」が 16.9%となっています。

障がいの種類別にみると、「身体」「精神」「難病」では「公共交通機関が少ない(ない)」が最も高く、「知的」では「困った時にどうすればいいのか心配」、「児童」では「周囲の目が気になる」が最も高くなっています。



(単位:%)

No.	カテゴリ一名	身体 (n=226)	知的 (n=64	精神 (n=75	児童 (n=15	難病 (n=46
))))
1	公共交通機関が少ない(ない)	35. 0	31.3	40.0	26. 7	30. 4
2	列車やバスの乗り降りが困難	11. 5	17. 2	10. 7	13. 3	10. 9
3	道路や駅に階段や段差が多い	26. 5	17. 2	12. 0	0.0	23. 9
4	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	5. 3	20. 3	5. 3	20. 0	8. 7
5	外出先の建物の設備が不便	12. 8	15. 6	6. 7	33. 3	19.6
6	介助者が確保できない	2. 2	10. 9	2. 7	33. 3	6. 5
7	外出にお金がかかる	8. 4	12. 5	32. 0	6. 7	15. 2
8	周囲の目が気になる	4. 9	18.8	18. 7	46. 7	6. 5
9	発作など突然の身体の変化が心配	14. 2	17. 2	21.3	33. 3	17. 4
10	困った時にどうすればいいのか心配	9. 3	34. 4	30. 7	40.0	8. 7
11	その他	9. 7	6. 3	8. 0	0.0	4. 3
12	無回答	31.4	25. 0	16. 0	6. 7	39. 1

※網掛けは、障がいの種類別の上位3位 〔課題〕

外出時に困ることについて、「公共交通機関の少なさ」「道路等の段差」といった意見が多くなっています。こうした物理的障壁について改善を推進していく必要があります。また、「困った時にどうすればいいのか心配」「突然の身体の変化が心配」といった意見も少なくなく、心配事を解消できる対応策の考案や案内の掲示をしていく必要があります。

④就労支援に必要なこと

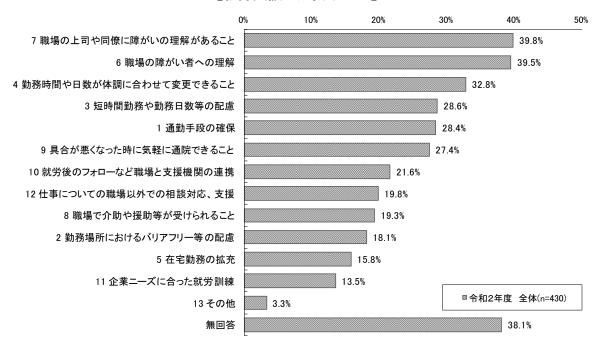
「就労支援に必要なこと」について、全体をみると、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 39.8%と最も高く、次いで「職場の障がい者への理解」が 39.5%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が 32.8%となっています。

障がいの種類別にみると、いずれも「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」や「職場の障がい者への理解」が高くなっています。「身体」「児童」では「通勤手段の確保」、「身体」「精神」「難病」では「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」などが高くなっています。また、「知的」では「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」、「難病」では「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」も高くなっています。

〔課題〕

就労支援に必要なことについては、「職場の上司や同僚の理解」「職場の理解」といった意見や、「勤務時間や日数が変更できること」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」といった勤務形態への理解や柔軟さを要望する意見が多くみられます。障がい者に対する周囲の理解や協力を得るための啓発活動が必要とされています。

【就労支援に必要なこと】



(単位:%)

No.	カテゴリ一名	身体	知的	精神	児童	難病
		(n=248)	(n=66)	(n=81)	(n=15)	(n=48)
1	通勤手段の確保	23. 0	36. 4	32. 1	60.0	20. 8
2	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	17. 7	27. 3	9. 9	13. 3	18. 8
3	短時間勤務や勤務日数等の配慮	20. 2	28. 8	42. 0	40. 0	29. 2
4	勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	23. 0	34. 8	48. 1	40. 0	35. 4
5	在宅勤務の拡充	13. 7	15. 2	24. 7	6. 7	14. 6
6	職場の障がい者への理解	25. 4	54. 5	51.9	86. 7	31. 3
7	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	24. 2	53.0	58.0	86. 7	37. 5
8	職場で介助や援助等が受けられること	13. 7	37. 9	22. 2	53. 3	20.8
9	具合が悪くなった時に気軽に通院できること	21. 4	25. 8	42.0	33. 3	33. 3
10	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	11. 7	39. 4	37. 0	46. 7	18.8
11	企業ニーズに合った就労訓練	8. 1	21. 2	17. 3	40. 0	10.4
12	仕事についての職場以外での相談対応、支援	12. 1	30. 3	33. 3	40. 0	16. 7
13	その他	2. 4	10.6	4. 9	0.0	2. 1
14	無回答	51. 2	28. 8	27. 2	6. 7	37. 5

※網掛けは、障がいの種類別の上位3位

⑤福祉に関する情報の入手先

「福祉に関する情報の入手先」について、全体をみると、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 37.0%で最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が 30.9%、「行政機関の広報誌」が 30.7%となっています。

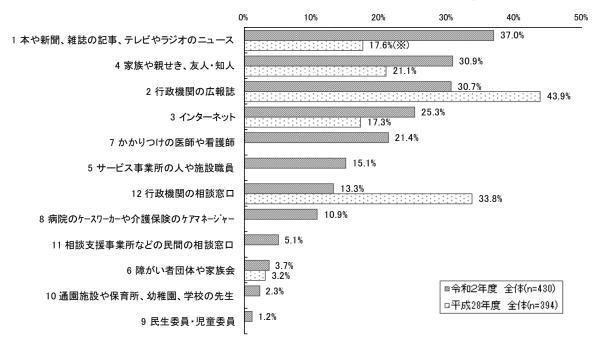
平成 28 年度に比べ、「行政機関の広報誌」「行政機関の相談窓口」で 10 ポイント以上の大幅な減少が見られました。一方、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「家族や親せき、友人・知人」「インターネット」では 5 ポイント以上の増加が見られます。 障がいの種類別にみると、「身体」「難病」では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が最も高く、「知的」では「家族や親せき、友人・知人」、「精神」では「インターネット」、「児童」では「サービス事業所の人や施設職員」が最も高くなっています。

〔課題〕

福祉に関する情報の入手先については、平成28年度では「行政機関の広報誌」や「行政機関の相談窓口」が中心となっていましたが、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「インターネット」などのメディア利用が拡充されている様子が伺えます。今後も身近なメディアで充実した情報提供がなされる働きかけが望まれます。

また、人伝いによる情報の入手先としては「家族や親せき、友人・知人」「かかりつけの医師や看護師」が多くなっていますが、医療現場と連携しながら施設や団体、相談窓口への案内を行い、「施設職員」「ケースワーカーやケアマネージャー」「先生」等への紹介も積極的に行う必要があります。

(※複数回答あり)



※平成28年度では、「テレビ・ラジオ(17.6%)」「新聞・雑誌(13.6%)」と聴取しているため参考値。

(単位:%)

No.	カテゴリー名	身体	知的	精神	児童	難病
		(n=248)	(n=66)	(n=81)	(n=15)	(n=48)
	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュー	39. 9	22. 7	29. 6	26. 7	52. 1
1	ス					
2	行政機関の広報誌	38. 3	13. 6	18. 5	0.0	37. 5
3	インターネット	19. 8	15. 2	37.0	46. 7	29. 2
4	家族や親せき、友人・知人	28. 6	37. 9	29.6	33. 3	31.3
5	サービス事業所の人や施設職員	8. 9	33. 3	22. 2	60.0	6. 3
6	障がい者団体や家族会	3. 6	9. 1	6. 2	6. 7	2. 1
7	かかりつけの医師や看護師	21.8	16. 7	25. 9	26. 7	14. 6
8	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	12. 9	4. 5	11.1	0.0	12.5
9	民生委員・児童委員	2. 0	0.0	0.0	0.0	2. 1
10	通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	0.0	4. 5	0.0	40. 0	0.0
11	相談支援事業所などの民間の相談窓口	1. 2	13. 6	8. 6	20. 0	2. 1
12	行政機関の相談窓口	10. 9	19. 7	23. 5	20. 0	12. 5
13	その他	2. 0	0.0	4. 9	6. 7	2. 1
14	無回答	10. 5	10. 6	9. 9	0. 0	12. 5

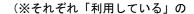
※網掛けは、障がいの種類別の上位3位

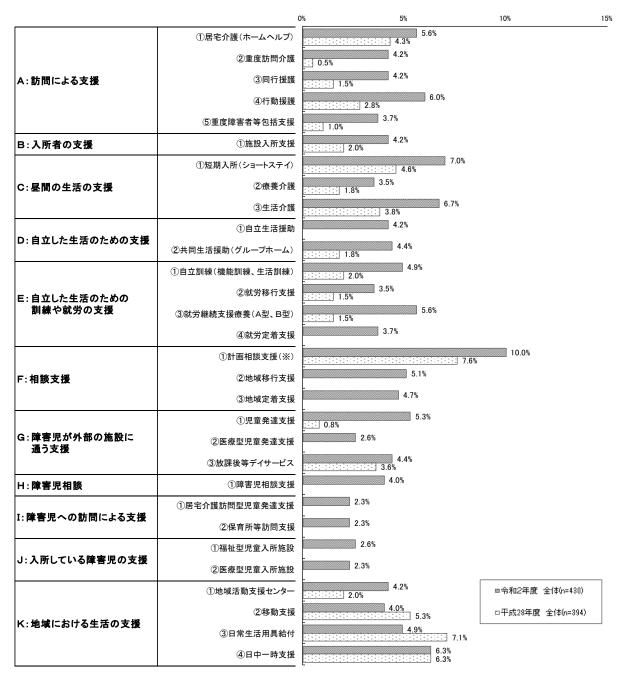
⑥障害福祉サービス等の利用状況

「障害福祉サービス等の利用状況」について、全体をみると、「計画相談支援」が 10.0% で最も高く、次いで「短期入所」が 7.0%、「生活介護」が 6.7%となっています。

平成 28 年度に比べ、「移動支援」や「日常生活用具給付」では減少が見られますが、ほぼ全ての項目で利用率が増加しています。

障がいの種類別にみると、「身体」「知的」「精神」では「相談支援」が最も高くなっています。「児童」では「放課後等デイサービス」「日中一時支援」、「難病」では「居宅介護」「短期入所」「療養介護」「地域活動支援センター」が最も高くなっています。





※平成28年度では、「相談支援(7.6%)」と聴取しているため参考値。

(単位:%)

No.	カテゴリ一名		身体	知的	精神	児童	難病
			(n=225)	(n=49	(n=51	(n=21	(n=48
))))
1		居宅介護(ホームヘルプ)	6. 5	7. 6	6. 2	0.0	8.3
2		重度訪問介護	4. 8	6. 1	1. 2	0.0	6. 3
3	A	同行援護	4. 8	6. 1	2. 5	0.0	6. 3
4		行動援護	4. 8	16. 7	4. 9	13. 3	6. 3
5		重度障害者等包括支援	4. 0	6. 1	1. 2	0.0	6. 3
6	В	施設入所支援	4. 4	9. 1	3. 7	0.0	4. 2
7		短期入所(ショートステイ)	6. 5	16. 7	2. 5	20.0	8. 3
8	C	療養介護	3. 6	3. 0	1. 2	0.0	8. 3
9		生活介護	6. 9	16. 7	3. 7	0.0	6. 3
10	D	自立生活援助	4. 0	7. 6	2. 5	0.0	4. 2
11	ע	共同生活援助(グループホーム)	4. 4	10. 6	3. 7	0.0	4. 2
12		自立訓練(機能訓練、生活訓練)	5. 2	6. 1	2. 5	0.0	6. 3
13	Е	就労移行支援	3. 6	6. 1	3. 7	0.0	4. 2
14		就労継続支援療養(A型、B型)	4. 0	13. 6	8. 6	0.0	4. 2
15		就労定着支援	3. 2	4. 5	6. 2	0.0	4. 2
16		計画相談支援	7. 7	24. 2	11. 1	13. 3	6. 3
17	F	地域移行支援	4. 8	9. 1	6. 2	6. 7	6. 3
18		地域定着支援	3. 6	10.6	8. 6	6. 7	4. 2
19		児童発達支援(※)				6. 7	
20	G	医療型児童発達支援	2. 4	3. 0	3. 7	0.0	6. 3
21		放課後等デイサービス	2. 4	6. 1	4. 9	33. 3	6. 3
22	Н	障害児相談支援	3. 6	7. 6	4. 9	6. 7	6. 3
23	ī	居宅介護訪問型児童発達支援	2. 0	3. 0	2. 5	0.0	6. 3
24	1	保育所等訪問支援	2. 0	3. 0	2. 5	0.0	6. 3
25	J	福祉型児童入所施設	2. 0	4. 5	2. 5	0.0	6. 3
26		医療型児童入所施設	2. 0	3. 0	2. 5	0.0	6.3
27		地域活動支援センター	4. 8	6. 1	1. 2	0.0	8.3
28	к	移動支援	2. 8	9. 1	1. 2	6. 7	4. 2
29	Γ.	日常生活用具給付	6. 0	6. 1	1. 2	0.0	4. 2
30		日中一時支援	2. 8	15. 2	3. 7	33. 3	4. 2

[※]児童発達支援は、回答対象者 19 名に対する値

〔課題〕

障害福祉サービス等の利用状況については、障がいの種類ごとに必要とされるものは多様となっています。そのため、今後も多様なサービスを提供できる体制を続けていく必要があります。

[※]網掛けは、障がいの種類別の上位3位

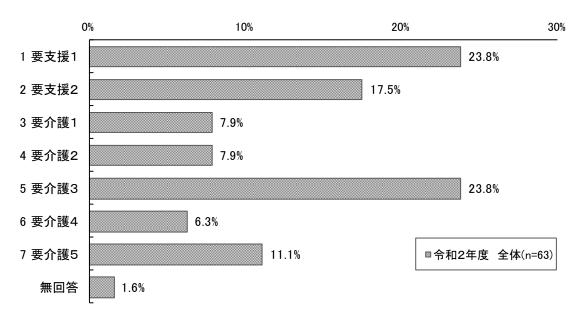
⑦介護保険サービスの利用状況

「介護保険によるサービス」の利用者は、全 430 件中 63 件 (14.7%) となっており、「要介護度」について、全体をみると、「要支援 1」と「要介護 3」がそれぞれ 23.8%で最も高く、次いで「要支援 2」が 17.5%、「要介護 5」が 11.1%となっています。なお、「要支援」の合計は 41.3%、「要介護」の合計は 57.0%となっています。

「利用している介護保険サービス」について、全体をみると、「通所介護」と「福祉用具貸与」がそれぞれ23.8%で最も高く、次いで「通所リハビリテーション」が15.9%、「短期入所生活介護」が14.3%となっています。

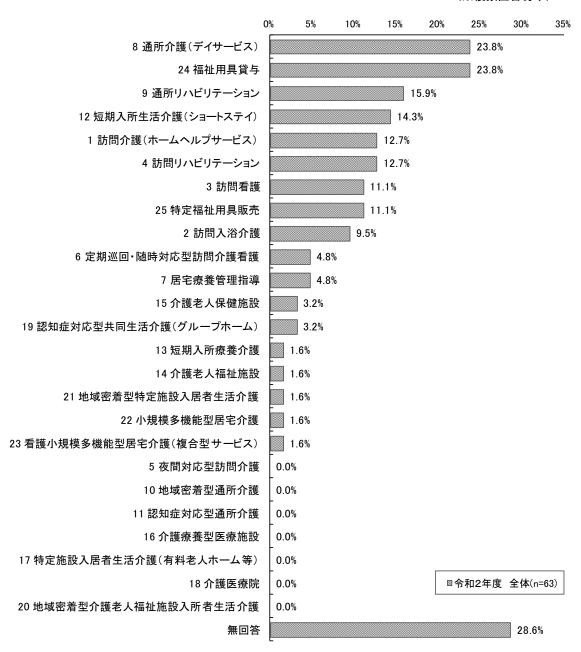
要支援・要介護別にみると、「要支援」では「通所介護」に次いで「訪問介護」「通所リハビリテーション」が高くなっており、「要介護」では「福祉用具貸与」に次いで「通所介護」「短期入所生活介護」が高くなっています。

【要介護度】



【利用している介護保険サービス】

(※複数回答あり)



No	4 = ~ i	要支援者	要介護者
No.	カテゴリー名	(n=26)	(n=36)
1	訪問介護	15. 4	11. 1
2	訪問入浴介護	0.0	16. 7
3	訪問看護	0.0	19. 4
4	訪問リハビリテーション	3.8	19. 4
5	夜間対応型訪問介護	0.0	0.0
6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3.8	5. 6
7	居宅療養管理指導	0.0	8. 3
8	通所介護	19. 2	27. 8
9	通所リハビリテーション	15. 4	16. 7
10	地域密着型通所介護	0.0	0.0
11	認知症対応型通所介護	0.0	0.0
12	短期入所生活介護	0.0	25. 0
13	短期入所療養介護	0.0	2. 8
14	介護老人福祉施設	0.0	2. 8
15	介護老人保健施設	0.0	5. 6
16	介護療養型医療施設	0.0	0.0
17	特定施設入居者生活介護	0.0	0.0
18	介護医療院	0.0	0.0
19	認知症対応型共同生活介護	0.0	5. 6
20	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0.0	0.0
21	地域密着型特定施設入居者生活介護	0.0	2. 8
22	小規模多機能型居宅介護	0.0	2. 8
23	看護小規模多機能型居宅介護	0.0	2. 8
24	福祉用具貸与	3.8	38. 9
25	特定福祉用具販売	11. 5	11. 1
26	無回答	46. 2	13. 9

[※]網掛けは、要支援・要介護別の上位3位

〔課題〕

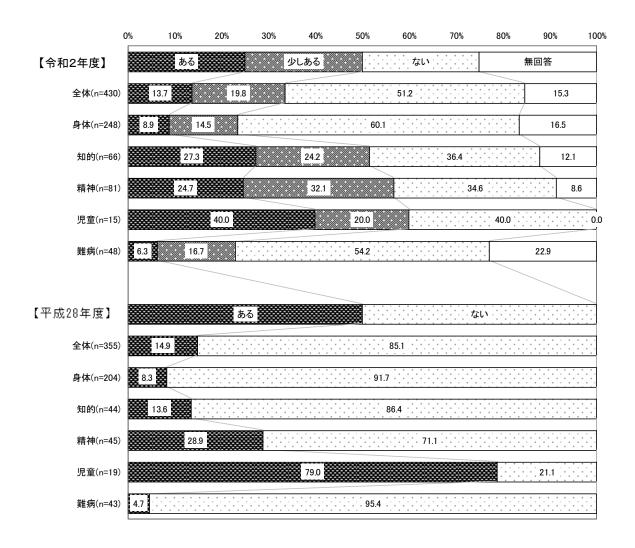
介護保険サービスの利用状況については、要介護 (支援) の程度ごとに必要とされるもの は多様となっています。そのため、今後も多様なサービスを提供できる体制を続けていく 必要があります。

8 障害を理由に差別や嫌な思いをした経験

「障害を理由に差別や嫌な思いをした経験」について、全体をみると、「ある」と「少しある」を合計した「ある・計」は 33.4%となっています。「ない」は 51.2%で、「ない」が「ある」を大きく上回っています。

聴取方法が異なるため参考値とはなるものの、平成28年度の「ある(14.9%)」に比べ、 令和2年度の「ある・計(33.4%)」は18.5ポイント上回っています。

障がいの種類別にみると、「ある・計」の割合は「児童」で 60.0%と最も高く、次いで「精神」が 56.8%、「知的」が 51.5%と全体よりも高くなっています。



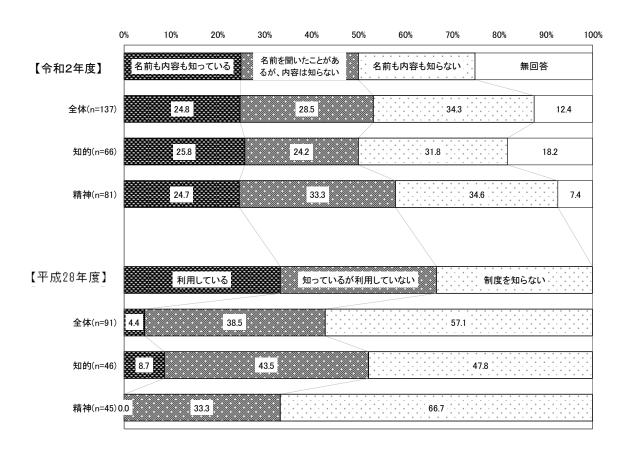
〔課題〕

障害を理由にした差別経験については、全体では「ある」が 13.7%となっていますが、「少しある (19.8%)」と合計すると 33.4%となっており、まだ差別がある状況です。特に、「児童」「精神」「知的」においては、他よりも割合が高くなっており、今後、啓発や福祉教育等を進めていく必要があります。

9成年後見制度の認知度

「成年後見制度の認知度」について、全体をみると、「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」を合計した認知度は 53.3%となっています。 平成 28 年度に比べ、認知度が 10.4 ポイント増加しています。

障がいの種類別にみると、認知度は「知的」で 50.0%、「精神」で 58.0%となっています。



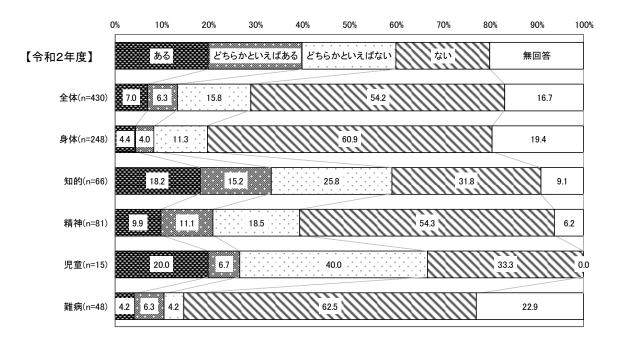
〔課題〕

成年後見制度の認知度については、認知度は「精神」では 58.0%となっていますが、「知的」はさらに低く 50.0%となっています。平成 28 年度に比べて「精神」の認知度が増加し、全体の認知度は高まっていますが半数程度であるため、今後も制度の周知や利用の促進を図っていくことが必要となります。

⑩支援の過不足

「支援の過不足」について、全体をみると、「ある」と「どちらかといえばある」を合計した「ある・計」は 13.3%となっています。「ない」は 70.0%で、「ない」が「ある」を大きく上回っています。

障がいの種類別にみると、「知的」では「ある・計」が33.4%と高くなっています。



〔課題〕

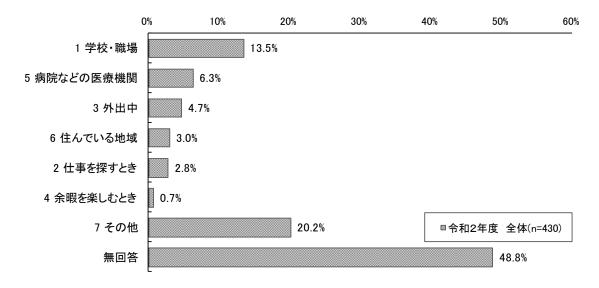
支援の過不足については、障がいの種類によって「ある・計」の差異が大きく、「身体」「難病」といった身体の不自由を伴う人に比べると、「知的」「精神」「児童」で高くなっています。

障がいによる症状は視覚的なものとは限らないため、障がいのある人が困った時に必要な 支援を受けられるようなサービスの充実や、一般的な啓発活動が必要とされています。

⑪合理的配慮の認知状況

「合理的配慮の認知状況」について、全体をみると、「学校・職場」が 13.5%で最も高く、次いで「病院などの医療機関」が 6.3%、「外出中」が 4.7%となっています。

障がいの種類別にみると、「知的」「精神」「児童」「難病」では「学校・職場」が最も高く、「身体」では「病院などの医療機関」が最も高くなっています。また、「難病」では「外出中」「病院などの医療機関」も高くなっています。



(単位:%)

No.	カテゴリー名	身体 (n=248)	知的 (n=66)	精神 (n=81)	児童 (n=15)	難病 (n=48)
1	学校・職場	5. 6	18. 2	13. 6	60.0	8. 3
2	仕事を探すとき	2. 8	3. 0	7. 4	0.0	0.0
3	外出中	4. 8	4. 5	3. 7	0.0	8. 3
4	余暇を楽しむとき	0.4	1. 5	0. 0	0.0	0.0
5	病院などの医療機関	6. 9	4. 5	8. 6	0.0	8. 3
6	住んでいる地域	3. 2	0.0	3. 7	0.0	6. 3
7	その他	19.8	24. 2	25. 9	13. 3	16. 7
8	無回答	56. 5	43. 9	37. 0	26. 7	52. 1

※網掛けは、障がいの種類別の上位3位

〔課題〕

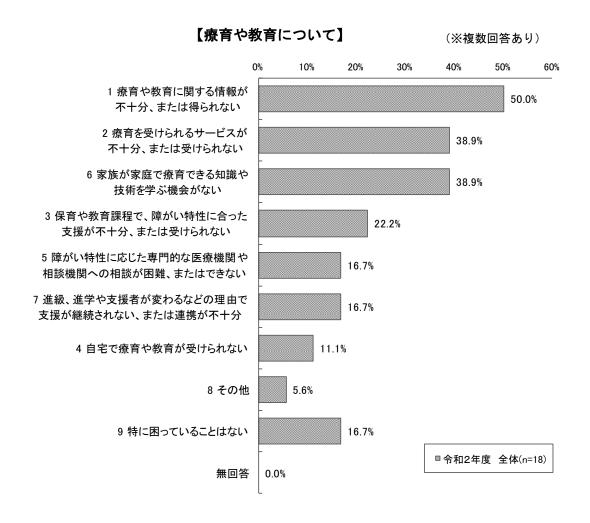
合理的配慮の認知先については、「学校・職場」「医療機関」「外出中」が多くなっており、 社会活動や治療・療養の過程で認知するケースが大半であることが伺えます。

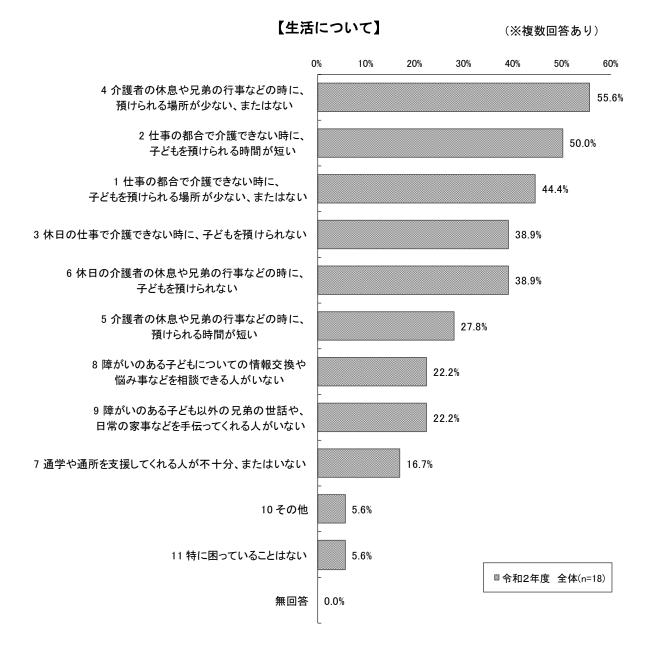
ただし、「その他」「無回答」の高さから、認知度としては高くない実態も伺えるため、合理的配慮とは何か、どのような例があるのかなど、今後も周知促進を図っていくことが必要といえます。

①障がい児の保護者・介護者が困っていること

「障がい児の保護者・介護者が困っていること」のうち、「療育や教育」について、全体をみると、「療育や教育に関する情報が不十分、または得られない」が 50.0%で最も高く、次いで「療育を受けられるサービスが不十分、または受けられない」と「家族が家庭で療育できる知識や技術を学ぶ機会がない」がそれぞれ 38.9%となっています。また、「特に困っていることはない」は 16.7%となっています。

「障がい児の保護者・介護者が困っていること」のうち、「生活」について、全体をみると、「介護者の休息や兄弟の行事などの時に、預けられる場所が少ない、またはない」が 55.6% で最も高く、次いで「仕事の都合で介護できない時に、子どもを預けられる時間が短い」が 50.0%、「仕事の都合で介護できない時に子どもを預けられる場所が少ない、またはない」が 44.4%となっています。また、「特に困っていることはない」は 5.6%となっています。





[課題]

障がい児の保護者・介護者が困っていることについては、「特に困っていることはない」の割合が療育や教育で16.7%、生活で5.6%とそれぞれ低いことからも、困っている保護者・介護者の多さが伺えます。

充分な情報提供や充実したサービス提供を行うための整備、障がい児を預けられる場所・時間の拡充が必要です。

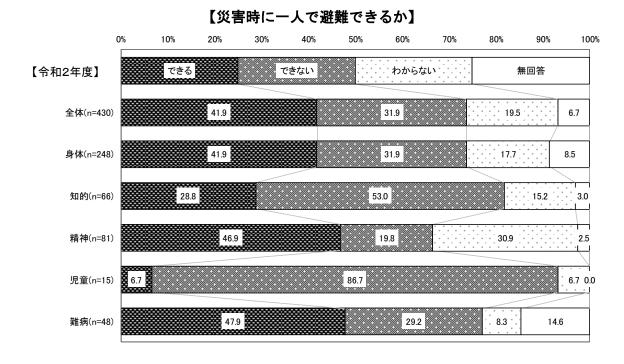
③災害時の避難等について

「災害時に一人で避難できるか」について、全体をみると、「できる」が 41.9%で最も高く、次いで「できない」が 31.9%、「わからない」が 19.5%となっています。

障がいの種類別にみると、「できない」の割合は、「児童」で 86.7%、「知的」で 53.0% と高くなっています。

「災害時に困ること」について、全体をみると、「投薬や治療が受けられない」が 53.3% で最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 50.7%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 37.9%となっています。

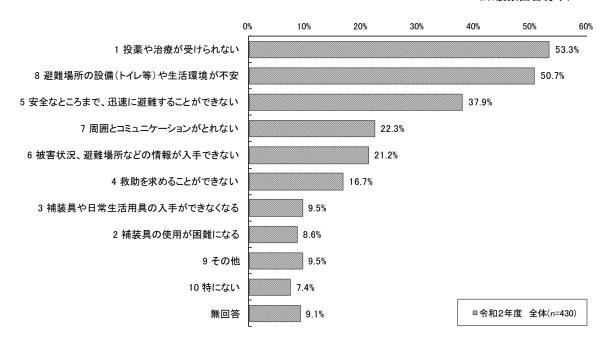
障がいの種類別にみると、「身体」「精神」「難病」では「投薬や治療が受けられない」が最も高く、「知的」では「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」、「児童」では「周囲とコミュニケーションがとれない」が最も高くなっています。



41

【災害時に困ること】

(※複数回答あり)



(単位:%)

		身体	知的	精神	児童	難病
No.	カテゴリー名	(n=225	(n=49	(n=51	(n=21	(n=48
)))))
1	投薬や治療が受けられない	54. 0	39. 4	64. 2	20. 0	75. 0
2	補装具の使用が困難になる	12. 5	3. 0	3. 7	0.0	14. 6
3	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	12. 1	4. 5	6. 2	6. 7	14. 6
4	救助を求めることができない	13. 3	33. 3	13. 6	66. 7	10. 4
5	安全なところまで、迅速に避難することができな	43. 5	54. 5	21.0	60.0	37. 5
3	()					
6	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	17. 7	42. 4	21. 0	53. 3	18. 8
7	周囲とコミュニケーションがとれない	12. 5	42. 4	32. 1	80.0	12. 5
8	避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	48. 8	59. 1	46. 9	60.0	66. 7
9	その他	8. 5	9. 1	14. 8	6. 7	8. 3
10	特にない	6. 0	7. 6	11. 1	6. 7	2. 1
11	無回答	11. 7	9. 1	2. 5	0.0	14. 6

※網掛けは、障がいの種類別の上位3位

〔課題〕

災害時の避難等については、一人で避難できるかは障がいの種類によって差異が大きく、 判断能力が不十分な「児童」や「知的」では一人で避難できない割合が高くなっています。 また、「身体」「精神」「難病」といった治療や投薬を必要とする人の不安に加え、日常と異なる生活環境への不安や迅速な避難行動ができないことへの不安を解消するためには、多様な事情を考慮した避難・防災訓練の実施や備蓄の見直しや呼び掛けが必要となります。

第2編 障がい者計画

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

障がいのある人もない人も ともに いきいきと生活ができる 地域共生社会の実現

障害者基本法は、地域社会における共生等として、全ての障がい者が「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」、「可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」、「可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」の3つを定めています。

栄町は、この共生の方向性を踏まえつつ、障がいのある人もない人も地域でともにいきいきと生活することができる「地域共生社会」の実現を目指します。

2 基本目標

この計画の基本理念を実現するため、次の7つの視点を基本目標とし、障がい者施策を進めていきます。

(1)差別の解消と権利擁護を図る

障がいを理由とする多くの偏見や差別が存在していることを踏まえて、その解消に向けて 障がいに対する理解を深める取組を推進するとともに、成年後見制度の利用促進などの権利 擁護や虐待の防止のための施策を推進します。

(2) 安心して暮らせる保健・医療を充実する

健康の増進と生活習慣病を予防するため、保健指導や啓発活動を行います。また、健康診査などにより疾病の予防、早期発見に努めます。

さらに、入院医療中心から地域生活中心へという国の方針を踏まえ、救急医療を含め、障がい者一人ひとりに応じた適切な医療サービスが受けられるように支援します。

(3) 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

障がい児一人ひとりの特性や能力を伸ばす保育・療育の充実を図るとともに、障がいの有無に関わらず共に学ぶインクルーシブ教育^{|||}を推進します。

(4)地域で自立生活を支える就労の場をつくる

障がい者が地域で働くことは、経済的自立にとどまらず、社会の一員としてつながるために最も重要なことです。民間事業者に対し広く雇用を働きかけるとともに、就労面と生活面の一体的な支援サービスの提供など、就労の定着を支援します。

(5) 地域での自立生活を支える

障がいの有無に関わらず、地域の中でともに健やかな生活を送れるように、ライフステージの各段階に応じた相談や情報提供を行うとともに、各種サービスなどの充実を図ります。

(6)安心・安全なまちをつくる

障がい者の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、駅など生活環境面での物理的な障壁(バリア)の除去に努めます。

さらに、災害などによる事故から守るため、地域の防災対策の強化を図るとともに、災害などを予防する基盤づくりを推進します。

(7)地域でいきいきと生活できる環境をつくる

障がい者が潤いのある生活を営むためには、積極的な社会参加や文化的な活動への参加が必要です。障がいのある人もない人も、ともに行事やレクリエーション活動に参加し、障がい者自身が地域活動の担い手になることができるよう、様々な機会と場の提供に努めます。

障がいのある者とない者が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方です。平成 18 年 12 月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示されました。日本も同条約の批准に向けて 平成 23 年に障害者基本法が改正され、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と 共に教育を受けられるよう配慮」(16条) するとされました。

[∭] インクルーシブ教育:

第4章 障がい福祉施策の体系と事業

施策体系 1

基本理念の実現に向けて、次の施策体系に基づく取組を進めていきます。

〈基本理念〉〈基本目標〉

障

が

(1 0)

ある人

ŧ

な (,) 人

ŧ

ŧ Ü

きと生活

が

できる

地

域

共 生 社

会

の実

〈基本施策〉

〈具体的な施策〉

差別の解消 と権利擁護 を図る

広報・啓発と権利擁護 の推進

- ①広報・啓発活動の推進
- ②福祉教育の充実
- ③障がい者団体の育成・活動支援
- ④権利擁護の支援
- ⑤虐待防止体制の推進

安心して暮 らせる保健・ 医療を充実 する

保健・医療の充実

2

- ①保健事業の充実
- ②精神保健福祉の充実(拡充)
- ③医療サービスの充実

共に育ち、共 に学ぶ教育 を推進する

教育・育成体制の充実

- ①幼児教育・療育の充実
- ②学校教育の充実

地域で自立 生活を支える就労の場 をつくる

雇用・就労の促進

①雇用・就労の拡大と定着

地域での自 立生活を支 える

生活支援の充実

- ①福祉基盤の整備
- ②地域生活支援サービスの充実
- ③包括的な相談支援体制の充実(拡充)

安心・安全 なまちを つくる

生活環境の整備

①福祉のまちづくりの推進

②災害対策の推進

地域でいき いきと生活 できる環境 をつくる

社会参加の促進

- ①コミュニケーション手段の充実
- ②情報提供の充実
- ③外出の支援
- ④スポーツ・文化活動の充実

2 基本施策

(1)広報・啓発と権利擁護の推進

【現状と課題】

- ・アンケートから、差別や偏見を感じている人が少なくなく、障がいや障がいのある人へ の差別や偏見が解消されていないことがわかりました。特に「児童」や「精神」において はほかの障がいよりも割合が高くなっています。
- ・令和3年度からも引き続き、障がいのある人に対する合理的配慮について、職員を対象 に研修を行っていきます。
- ・アンケートでは、成年後見制度¹の認知度について、「知的」でも半数程度となっており、「精神」はさらに低くなっています。このため、今後は制度の周知や利用の促進を図っていくことが必要となります。

【主な取組】

- ●講演等を通じてお互いの理解を広め、当事者だけでなく支援者や介護者、ボランティア等も一緒に活動できるような広報活動を行う機会を設けることで地域の理解を得られるように施設に呼びかけていきます。
- ●障害者虐待防止法²や障害者差別解消法に基づき、虐待防止の取組を進めるとともに、障がいのある人からの要望に応じて合理的配慮などの権利擁護の取組を推進します。

【具体的な施策】

①広報・啓発活動の推進

障がい者に対する心の障壁(バリア)を取り除くため、町広報紙や福祉のしおりなどを 通して、広報・啓発活動を行います。

障がい者理解を深めるために、引き続き、障がいの有無に関わらず、様々な人がともに 活動しふれあう機会を積極的に設け、交流の充実を図っていきます。

	事業	事業の概要
1	広報・啓発活動の実施	町広報紙を活用して、障がい者の権利擁護が広く進むよう、広報・啓発活動を実施します。
2	障がい者等に対する理解の 推進	障害者差別解消法等に基づく障がい者の権利擁護について、障害者 差別解消支援地域協議会の協力を得て広報・啓発活動を行います。
3	障がい者への合理的配慮の 推進	障がい者への合理的配慮について、当事者及び一般の人の理解 を促進するため、障害者差別解消法についての研修や町広報へ の情報の掲載等の啓発活動を行います。

②福祉教育の充実

障がい者に対する理解を深めるため、障がいや福祉に関する福祉教育の充実を図ります。

	事 業	事業の概要
4	社会教育における福祉学習の推進	障がい当事者や一般の人を対象とした障がい福祉に関する講演会を実施します。社会福祉協議会においても車いす体験等、 障がいの疑似体験などを行います。
5	学校教育における福祉教育の充実	障がい者疑似体験等を通して、障がいのある人や介助する人の 置かれている状況について理解するとともに、バリアフリー社 会の実現に向けて大切なことは何かを考える学びの機会を充 実させていきます。
6	交流の場の確保	障がいのある人とない人の交流を促進するため、千葉県障害者スポーツ大会などの障がい者団体などが開催する各種イベントへの町民の参加の支援を行います。

③障がい者団体の育成・活動支援

障がい者やその家族、障がい者団体の結成及び活動に対する支援を充実します。また、 障がい者団体の育成やネットワークづくりを通じて、障がい者や家族が外出しやすい環境 づくりを進めます。

	事 業	事業の概要
7	障がい者団体等への支援	各種事業等において、当事者団体の設立に関する意向確認や団体設立に向けた支援を行うとともに、障がい当事者の団体や個人の活動拠点の確保を検討します。
8	交流会の実施	障がいのある人やその家族などが参加し、ネットワークづくり や情報の交換ができる交流会を、児童発達支援センターと連携 しながら開催します。また、子どもの交流についても検討します。

¹ 成年後見制度:

自分で財産管理や介護等の契約行為が困難であったり、悪質商法の被害に遭うおそれがある人を法律的に保 護する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

「法定後見制度」は、判断能力の程度に応じ補助・保佐・後見の3段階に分かれ、医師の診断書を添えて本 人や配偶者などの親族等が家庭裁判所に申し立て、補助人等を選任してもらいます。身寄りがない人等につい ては市町村長に成年後見の申立権が与えられています。

「任意後見制度」は、本人が自ら選んだ任意後見人に対し、将来判断能力が不十分になったときの生活や財 産管理等に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する制度で、任意後見人と公正証書により任意後 見契約を締結しておく制度です。

² 障害者虐待防止法:

障がい者に対する虐待の防止や、養護者(障がい者の身の回りの世話をする人など)の支援をするため、平 成24年10月1日から、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(「障害者虐待防止 法」)が施行されました。これにより障害者自立支援協議会にはサービス等利用計画の質の向上、地域移行のネ ットワークや資源開発、地域における障がい者虐待防止のためのネットワーク化という役割の強化が求められ ました。

4権利擁護の支援

人権に対する正しい理解と認識を広め、また意思能力が十分でないために権利を侵害されやすい障がい者などが、安心して地域で生活できるように成年後見制度利用支援事業³ や権利擁護制度の活用を支援します。

	事業	事業の概要
9	成年後見制度の利用支援	障がい者の権利擁護や権利行使を支援するため、成年後見制度 利用支援事業(地域生活支援事業)を実施するとともに、関係 機関と連携し、成年後見制度の普及啓発を行います。また、制 度の対象見込者を把握するなど、成年後見制度利用促進基本計 画の策定に向けた情報把握と課題についての検討を行います。
10	権利擁護の促進	成年後見制度についての情報提供及び町長申し立てを行います。また、社会福祉協議会においては、日常生活自立支援事業 4の利用促進に努めています。

⑤虐待防止体制の推進

障がい者への虐待を防止するため、虐待の早期発見、早期対応、擁護者に対する支援を 行うとともに、地域の関心を高めるための啓発を進めます。

	事業	事業の概要
11	虐待に対する意識啓発	家庭や教育機関、就業先での虐待防止のため、障がい者への虐 待に関する啓発活動を通して、虐待の未然防止に努めます。
12	虐待の未然防止・早期発見の ための地域連携	虐待の未然防止に向けた相談体制の充実を図り、虐待の早期発見のため民生委員・児童委員等の地域関係者や、町内の教育機関、医療機関、障がい福祉事業所、相談支援事業所等と連携して虐待防止に努めます。
13	障害者虐待防止センターの 運営	障害者虐待防止センターを通して、障がい者の虐待防止のため の情報提供や各種相談に対応します。また、虐待防止の 24 時間 365 日体制の確保に努めます。
14	障害者虐待防止対策支援事 業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、支援体制の強化や協力体制の整備を推進します。(地域生活支援事業)

³ 成年後見制度利用支援事業:

成年後見制度の利用が困難であると認められる場合に、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部について補助を行います。障がい者の成年後見制度利用支援は平成 24 年度から法定化され、必須事業となりました。

知的障がい、精神障がい者等のうち判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行います。

⁴ 日常生活自立支援事業:

(2)保健・医療の充実

【現状と課題】

- ・分娩後の母親の精神疾患の発生率は、周産期の中で最も高くなっています。また、児童 虐待や家族関係の悪化なども引き起こす可能性があることから、妊娠期から養育者の精 神状態の把握や産後の精神面の支援などが重要です。
- ・乳幼児健診等の母子保健事業では、子育てをしている家族への育児支援及び乳幼児の発育発達の状態、病気や障がいの早期発見と早期治療・療育へつないでいく機会となります。
- ・育児不安を抱える養育者に対しては、子育て包括支援センターが不安を相談できる場や リラックスできる場を提供すること、また、発達に関する正しい知識を持つ機会をつく ることや養育者が一人で悩まずに、家族や様々な保健に関する専門職などの相談に対応 しています。
- ・精神疾患(心の病)においては、その兆候(前駆症状)が現れてから治療開始までの期間が非常に長く、慢性化につながっています。4大疾患に精神疾患が追加されましたが、10歳代から20歳代に発症するケースが多く、医療機関を初めて受診するまで1年以上が経過している事例もあるなど早期発見・治療が困難な状況です。

【主な取組】

- ●生活習慣病を予防するため、健診・指導・相談などの保健事業を実施します。
- ●支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、適切な支援を行うために、行政と周産期医療機関との連携を強化します。
- ●子育て包括支援センターは、乳幼児健診などで発育発達に支援が必要な子どもを早期に 把握し、発達に合わせた適切な支援が受けられるよう、保健・福祉・医療・教育の各分野 が連携していくための仕組みづくりを進めます。
- ●養育者が乳幼児の発育・発達に関する正しい知識を持ち、また早期に支援を受けられるよう、専門職による知識の普及啓発や保育園・幼稚園や学校などの関係機関との連携を強化し、体制の整備に努めます。
- ●精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- ●デイケアクラブ、心の相談の支援内容の充実を図ります。

【具体的な施策】

①保健事業の充実

健康の増進と生活習慣病を予防するための保健指導を行うとともに啓発活動を推進します。また、健康診査などにより疾病の予防・早期発見に努め、適切な治療につなげます。

	事 業	事業の概要
15	健康診査の充実	子どもの発育状況を把握する大切な機会である乳幼児健診などの受診率を向上させ、障がいの早期発見を目指します。特定健康診査、がん検診、人間ドック助成事業等を実施します。健診の事後指導を行い、生活習慣病の予防、重度化の防止に努めます。
16	健康相談及び発育発達相談 の充実	各種乳幼児教室や乳幼児健診、就学前健診時などでの相談体制 を充実させると同時に、言語聴覚士や作業療法士と保健師が幼 稚園や保育園を巡回し、個々の相談に応じます。
17	障がいのある子どもと養育 者への養育支援	発育・発達上支援が必要と思われる子どもとその養育者に、育児指導や「カンガルークラス(おやこ遊びの教室)」「おやこ相談(心理発達相談)」を実施し、子どもの健全な発育・発達を促します。また、必要に応じて児童発達支援センターなどにつなげます。

②精神保健福祉の充実

心の健康づくりや精神障がい者福祉に関する講演会の開催などにより、精神疾患(心の病)や精神障がいに対する正しい知識を広めるとともに、障がい福祉サービスの利用を推進し、地域移行の促進に努めます。

	事業	事業の概要
18	心の相談	心の悩みを抱えた方や家族の相談に対応します。
19	デイケアクラブ	心の悩みを抱えた方々が相談できる場及び日中に活動する場を 提供します。
20	発達障がい者への支援	児童に対しては、健康診査等を通じて障がいの早期発見に努め、カンガルークラス、児童発達支援センター等の療育機関、学校教育等と連携を図り、療育体制の確保に努めます。また、 大人の発達障がいに対しても県の設置する発達障害者支援センター(CAS)などの関係機関と連携し、支援していきます。

	事業	事業の概要
21	講演会や研修会の開催	講演会や研修会を通して、障がい者福祉の推進及び心の健康づくりの推進を進めます。

③医療サービスの充実

障がい者一人ひとりに応じた適切な医療サービスが受けられるように、専門機関との連携を図るとともに、重度の障がい者等への医療費の負担の軽減を行います。

	事業	事業の概要
22	地域医療の連携強化	障害支援区分審査会、障害者施策推進審議会の委員の協力や障がい福祉サービスの医師意見書作成等の連携を図ります。また、精神障がい者等の地域移行など各医療機関と連携して進めます。
23	医療関連サービスに係る経済的支援	障害者手帳の取得時等に、自立支援医療(更生医療・育成医療・ 精神通院医療)や療養介護、重度心身障害者(児)医療費助成 (現物給付)、特定疾患医療給付(県事業)など各種の医療給 付などを実施し、経済的な支援を行います。
24	難病患者への支援	指定難病等の患者に対し、難病者を支援する制度の周知を行う とともに、見舞金を支給します。また、必要な人には障がい福 祉サービスを提供します。
25	かかりつけ医の普及	障がい福祉サービス受給のための医師意見書の作成、各種手当 や障害年金等の手続、その他必要な手当等の受給を円滑に行う ため、かかりつけ医を持つよう呼びかけます。

(3)教育・育成体制の充実

【現状と課題】

- ・平成29年度に、町内に栄特別支援学校が開校しました。特別支援学校が有する地域のセンター的機能により、近隣の小中学校や保護者が特別支援教育についての助言や援助を受けることができるようになります。アンケートにおいても、特別支援学校への期待や特別支援教育の充実が求められています。
- ・町内の「児童発達支援センター」と連携し、特別に支援が必要な児童・生徒の情報共有を 進めています。
- ・乳幼児期から就労までの医療・教育・保健・福祉において、各ライフステージに応じた適切な支援を行う必要があります。
- ・児童福祉法の一部改正により、平成30年度から障がい児福祉計画を策定することとなり、 第1期障がい児福祉計画を第5期障がい福祉計画と一体的に策定しています。

【主な取組】

- ●乳幼児期から入学、進学及び卒業後の進路など生涯にわたる各ライフステージに応じた 適切な支援を行うため、福祉部門・健康部門・学校教育部門が連携し、個人情報に留意 しながら「相談支援ファイル(ライフサポートファイル)」を推進します。
- ●栄特別支援学校と連携して、適切な教育を受ける体制づくりを進めます。

【具体的な施策】

①幼児教育・療育の充実

発達期にある幼児期から早期療育体制を充実し、保育所等における受け入れを推進する とともに、児童福祉法に基づくサービスを提供します。

	事業	事業の概要
26	療育の充実	ことばの遅れなどがある乳幼児などに対して、児童発達支援センター等において集団母子療育及び言語・作業などの個別療育を行います。
27	障がい児の受け入れ推進	障がい児を受け入れる保育所等を支援します。また、放課後児 童クラブにおける障がいのある子どもなどの受け入れについ ても検討します。
28	障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のサ ービスを提供します。
29	障害児相談支援	複数のサービスを利用する障がい児等について、保護者などによるセルフプランを中心に、必要に応じて障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助を行い、適正なサービス利用につなげます。
30	医療面での経済的支援	養育医療(未熟児の入院による養育)や育成医療(身体障がい 又は将来障がいになる可能性のある児童に対する医療)サービ スを提供します。
31	療育の連携強化	乳幼児期から入学、進学及び卒業後の進路など各ライフステージに応じた適切な支援を行うため、個人情報に留意しながらライフサポートファイル(ドラムファイル)の利用を促進します。

[□]障がい児が総合支援法に基づき障害福祉サービスを利用する場合には、障害児支援利用計画をサービス等利用計画と一体として作成することとしています。

②学校教育の充実

障がい児一人ひとりの能力を最大限に伸ばすため、就学・進学指導などについてのきめ細やかな相談、支援を実施します。また、小・中学校においては、インクルーシブ教育⁶システムを構築するため、一人ひとりの障がいに応じた教育課程の編成や充実を図ります。

	事業	事業の概要
32	特別支援教育の充実	平成 29 年度に開校した千葉県立栄特別支援学校のセンター的機能を活用して、小・中学校における教育実践や研修の充実を図っていきます。
33	就学相談の充実	巡回相談において、詳細に子どもの診断とスクリーニングを行っていきます。また、特別支援学校のコーディネーターや幼稚園・保育園・児童発達支援センター安食との連携を深め、就学相談・指導を充実させます。

(4)雇用・就労の促進

【現状と課題】

- ・平成25年度から栄町雇用促進奨励金制度を推進しており、その一環として障がい者を正 規雇用又は非正規雇用した事業所に奨励金を支給しています。
- ・アンケートにおいては、就労継続支援等の工賃が低いとの意見がありました。
- ・日中活動の場が少なく、障がいの程度に合わせた活動量がつかみにくくなっています。
- ・一般就労・福祉的就労をしても雇用が定着しにくい傾向があります。
- ・令和元年度の栄町(町長部局、教育委員会)の障害者雇用率は2.32%(重度身体障がい 者含む)です。

【主な取組】

- ●就労系の事業所など関係機関と連携し、就労環境を向上させていきます。また、ハロー ワークや障害者就業・生活支援センター(千葉県設置)等と連携しながら安定的な就労 を提供できる体制を整えます。
- ●法定雇用率を確保するため特例子会社等の取組について、民間事業所と連携して障がい 者の雇用を進めていきます。

⁶ インクルーシブ教育:

障がいのある者とない者が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方です。平成 18 年 12 月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示されました。日本も同条約の批准に向けて 平成 23 年に障害者基本法が改正され、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と 共に教育を受けられるよう配慮」(16条)するとされました。

【具体的な施策】

①雇用・就労の拡大と定着

障がい者の自立と社会参加を進めるために就労は大切な要件であることから、制度的な バリアフリー化を進めるとともに、就労促進に向けた総合的な対策にあたります。

また、就労移行支援や就労継続支援の充実を図るとともに、障がいの程度に応じた多様な就労機会の確保に努めます。

	事業	事業の概要
34	雇用の促進	就労移行支援、就労継続支援、訓練施設などを活用するとともに、関係機関との協力体制により障がい者の雇用の促進を図ります。また、就労定着支援を活用して就労の定着を進めます。
35	職業的自立に向けた生活支 援	障害者就業・生活支援センターにおいて、就業面の支援と生活 面の支援を一体的に提供します。
36	就労移行支援	一般就労を希望し、知識、能力の向上、実習、職場探しなどを 通じ、適性にあった職場への就労などが見込まれる人に対し、 作業訓練や現場実習等を実施し積極的な支援をします。
37	就労継続支援A型・B型	就労継続支援事業では、雇用契約に必要な知識や能力の向上のための訓練の実施、一定の賃金水準での継続した就労の機会の提供などを行い、サービスの利用を支援します。また、日中一時支援事業所のB型事業所への移行を支援します。
38	地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを通じて、障がいのある人に創作的活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります(地域生活支援事業)。
39	栄町における障がい者雇用 の推進	障がい者の雇用の促進等に関する法律施行令で定める障害者 法定雇用率が地方公共団体 2.6%、一般事業主 2.3%となるこ とから、今後も雇用義務者数を達成するよう、障がい者の雇用 の促進と職業の安定を図ります。
40	障がい者就労施設等を優先 する契約の推進	障がいのある人の工賃アップのため「障害者優先調達推進法」 の趣旨に則り、障がい者就労施設等との契約等を推進します。
41	雇用促進奨励金制度などに よる一般就労への取組	栄町の区域内の事業者に対して、町内に住所を有する人を雇用 した場合、事業者に雇用促進奨励金を交付して町民の雇用促進 を図ります。また、法定雇用率を確保するため特例子会社等の 取組を民間事業所と連携して進めるなど、各企業に法定雇用率 が達成できるよう働きかけていきます。

(5) 生活支援の充実

【現状と課題】

- ・障がい者に関する福祉制度は、支援費制度から障害者自立支援法を経て、平成25年4月には総合支援法に移行しましたが、障がいの内容や法律などを取り巻く環境は著しく変化しているため、当事者にも家族にもわかりにくくなっていることが懸念されます。
- ・障がい者本人や家族介助者の高齢化が進み、身近な相談先や訪問相談のニーズが高まっています。また、相談ニーズの複雑・多様化が進んでいます。しかし、現在の相談支援体制だけでは十分な相談体制が取りにくい状況です。相談の専門性を高め、各相談機関が連携して対応していく必要があります。
- ・発達障がいと診断される子どもが増加しています。幼稚園・保育園・学校における発達 障がいへの正しい理解を進める必要があります。
- ・生活介護などの利用者増加によりサービス供給不足が見込まれ、利用したい人が利用できなくなる可能性があります。

【主な取組】

- ●町内に相談支援事業所が立ち上がるよう民間事業所に働きかけるとともに、現在ある相談支援事業所を支援します。さらに高度な専門的な相談体制を確保していきます。
- ●サービス対象者へ、わかりやすく最新の情報が伝達できるよう、障がい福祉サービスを まとめた『福祉のしおり』をはじめ、各障がいの分野別のパンフレット等を活用します。
- ●栄町には福祉サービスを提供する事業所等の福祉資源が少ないため、民間事業所の立ち 上げ等に際して、状況を勘案し必要に応じた側面的支援や財政的な支援を行います。

【具体的な施策】

①福祉基盤の整備

障がい者が必要とする福祉サービスを適切に受けられるように、福祉サービスの質の向上を図るとともに、地域活動支援センターなどの運営を支援し、福祉基盤を整備します。

	事業	事業の概要
42	福祉情報の提供	福祉に関する相談窓口、制度等の情報の提供及びサービス利用の促進を図るため、広報紙やホームページ、社会福祉協議会広報紙などの他、利用者の立場に立った、わかりやすい「福祉のしおり」の作成などを通して情報提供の機会の充実を図ります。
43	家族に対する支援	各事業等を通して家族間の情報共有の場を提供することに努めます。

②地域生活支援サービスの充実

障がい者が地域の中で、安心してゆとりのある生活が送れるように、訪問系サービス、 日中活動系サービス、居住系サービスの確保及び適切な提供を行うとともに、地域生活支援事業など各種サービスの充実を図ります。

	事業	事業の概要
44	福祉サービスの利用支援	サービス利用計画 100%を確保するとともに、障がい福祉サービスとの併用をしている児童のセルフプランを必要に応じて障害児相談支援に移行するなど、適切なサービス利用ができるように支援します。
45	日常生活及び社会参加の支 援	補装具の交付など、幅広い福祉サービスの提供により、障がい者の日常生活を支援するとともに社会参加を支援します。
46	福祉サービス利用での経済 的な支援	障がい者やその家族に対し、各種手当などの支給により経済的 な支援を行います。
47	緊急時の支援	障がい者の、緊急的な避難に対しては、地域生活支援拠点を活用して実施します。また、一人暮らしの重度障がい者に対し、緊急通報システムや安心カードの普及を図ります。そのほか、災害など緊急時に支援を必要とする人への安全で迅速な対応を図るため、「避難行動要支援者登録制度」の普及と避難支援者の確保に努めます。
48	外出の支援	単身世帯の増加や高齢化の進展により移動困難者が増えていることから、同行援護、移動支援事業等による移動支援の充実を図ります。また、障がい者の移動を支援するため、ヘルパーなどの利用促進を図るとともに、福祉タクシーや社会福祉協議会などが行っている移送サービス等の情報提供を行います。

③包括的な相談支援体制の充実

障がい者が必要とする福祉サービスを適切に受けられるように、福祉サービスの質の向上を図るとともに、地域活動支援センターなどの運営を支援し、福祉基盤を整備します。

	事業	事業の概要
49	相談支援事業の充実	基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者、保護者及び介護者などから24時間365日の相談に応じ、情報の提供やサービス提供等の充実に努めます。また、精神に障がいのある人の専門相談体制の確保に努めます。

	事業	事業の概要
50	相談支援ネットワークの構築	相談内容によって適切な相談機関につなげるとともに、身近な場所での一次的相談から相談支援事業者等を活用した専門的な相談まで、相談支援のネットワークの構築に努めます。また、平成29年10月に開設した子育て包括支援センター等の他機関とも連携を図ります。

(6) 生活環境の整備

【現状と課題】

- ・災害時の避難等については、一人で避難できるかは障がい者によって差異が大きく、判断能力が不十分な「児童」や「知的」では一人で避難できない割合が高くなっています。また、「身体」「精神」「難病」といった治療や投薬を必要とする人の不安に加え、日常と異なる生活環境への不安や迅速な避難行動ができないことへの不安を解消するためには、多様な事情を考慮した避難・防災訓練の実施や備蓄の見直しや呼びかけが必要となります。
- ・東日本大震災では、震度6弱の地震という今までにない災害に見舞われました。栄町は、 特に在宅酸素療法者などの医療関連機器を使用している患者や障がい者、単身、高齢又 は重度障がい者などへの安否確認を実施しました。その中で災害時の避難行動要支援の あり方や福祉用具の備蓄等の必要性を痛感しました。
- ・アンケートでは、安全なところまで、迅速に非難することができないと答えた人が全体で 31.9%おり、障がいの種類や個々の状況に応じた支援体制を確保していく必要があります。
- ・避難行動要支援者対策として、身体障害者手帳(1級~3級)、視覚・聴覚障がい(1級~3級)、内部障がい(1級~2級)、知的障がい(療育手帳〇Aの1、〇Aの2、Aの1、Aの2)、精神障がい(精神障害者保健福祉手帳1級)、75歳以上の一人暮らし、要介護認定者、妊産婦、難病者、その他避難支援等が必要と判断される人について、避難行動要支援名簿を作成しています。しかし、令和2年4月現在440人の登録者に対し、障がい者の登録は133人にとどまっています。

【主な取組】

- ●災害時に支援が必要な人に対して、本人の同意に基づき登録された氏名、住所等の情報を自治会などと共有し、避難支援を行う避難行動要支援者登録制度の利用を促進します。
- ●東日本大震災の経験を踏まえ、福祉用具の備蓄や福祉避難所の確保などを拡充します。

【具体的な施策】

①福祉のまちづくりの推進

障がいのあるなしに関わらず、全ての町民が安心して暮らせる住みやすい地域社会づくりを推進します。

	事業	事業の概要
51	福祉のまちづくり	千葉県福祉のまちづくり条例や「バリアフリー新法」等に基づき、障がい者に配慮したまちづくりを行います。
52	バリアフリーの推進	公共施設や避難所等のバリアフリー化を推進します。

②災害対策の推進

障がい者が地域の中で安心して生活するには、十分な防災対策が必要です。障がい者の 個人情報の保護に配慮しつつ、避難支援を行う体制を整備し、いざという時に自治会など の協力を得て安全に避難生活を過ごすことができる体制を推進します。

	事業	事業の概要
53	町内の事業所における防災 訓練の実施	障がい福祉サービス事業所などでは定期的に防災訓練を実施 し、防災意識の普及や非常時の対応方法について指導します。
54	災害時における支援	避難行動要支援者名簿の登録推進を図り、地域における避難支援等が円滑に行われるようすすめるとともに、障がい者が避難できる福祉避難所の確保を行います。 福祉用具等については、今後も福祉用具供給協定 ⁷ を継続的に進めていきます。

⁷ 福祉用具供給協定:

災害時に福祉用具(車いす、ベッド、立ち上がり支援用具など)を必要とする人に迅速に供給できるように、 日本福祉用具供給協会と平成29年6月22日に協定を締結しています。

(7) 社会参加の促進

【現状と課題】

・合理的配慮の認知先については、「学校・職場」「医療機関」「外出中」が多くなっており、 社会活動や治療・療養の過程で認知するケースが大半であることが伺えます。

ただし、「その他」「無回答」の高さから、認知度としては高くない実態も伺えるため、合理 的配慮とは何か、どのような例があるのかなど、今後も周知促進を図っていくことが必要と いえます。

【主な取組】

●障がい者への合理的配慮の下、障がいのある人の意向を踏まえた社会参加を推進します。

【具体的な施策】

①コミュニケーション手段の充実

障がい者が地域の中で安心して生活するためには、周囲の人との円滑なコミュニケーションが不可欠です。このため、コミュニケーションを手助けする手話通訳者の派遣や福祉機器の利用などによるコミュニケーション手段の確保に努めます。

	事業	事業の概要
55	手話通訳者などの派遣	手話通訳者等の派遣(地域生活支援事業)の充実に努めます。 また、タブレット等を活用した対面による手話通訳を実施します。
56	手話奉仕員の養成	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常 生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話奉 仕員養成講座を3市町合同で実施します(地域生活支援事業)。
57	軽度・中度難聴児への支援	身体障害者手帳の交付の対象ではない軽度・中度の難聴の児童 に対し、補聴器の購入費を助成します。

②情報提供の充実

視覚や聴覚に障がいのある人など情報の入手が困難な人に対して、情報提供の充実に努めます。

	事業	事業の概要
58	I T (情報通信技術) 等を活用した情報提供	タブレット端末などの機器を利用し、障がいのある人に配慮し た情報提供を推進します。

③外出の支援

障がい者が生活活動範囲を拡大することができるよう、移動や外出の利便性を高める支援を行います。

	事業	事業の概要
59	福祉車両等の貸し出し	通院や旅行、レクリエーションへの参加などのための移動手段 として、リフト付き車両の貸し出しを行います。また、車いす などの福祉機器の貸し出しを行います(栄町社会福祉協議会)。
60	外出サポート事業	栄町社会福祉協議会では交通機関の利用が困難な人に対し有 償の移送サービスを実施しています。
61	外出のための経済的な支援	民生委員・児童委員や関係支援団体と連携し、経済的課題を抱えた障がい者に対して必要な援助を行います。障がい者の移動・外出のため、運転免許取得費用の助成や自動車改造費補助、福祉タクシー利用料金助成、循環バスの無料化など、経済的な支援を行います。

④スポーツ・文化活動の充実

各種スポーツ大会に参加する機会を確保するとともに、生涯学習等への参加を促します。

	事 業	事業の概要
62	スポーツ活動の促進	千葉県主催の障害者スポーツ大会などへの参加を支援します。
63	レクリエーション活動の促 進	団体等への所属の有無に関わらず、障がい者がレクリエーションに親しむ機会を増やすため、町内外で開催される各種レクリエーション活動について情報提供を行います。
64	生涯学習の推進	障がいのあるなしにかかわらず、全ての人の文化・芸術活動を 支援し、生涯学習活動を推進します。

第3編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

1 障がい福祉サービス等の利用状況

(1) 障がい福祉サービス等受給者数の推移

障がい福祉サービス等受給者数は、令和元年度末現在で 210 人となっており、特に児童通 所サービス利用者が大きく増加しています。

障害支援区分別にみると、令和元年度末現在「区分6」が31人と最も多く、次いで「区分3」が18人となっています。

図表 障がい福祉サービス等受給者数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障がい者	30	29	28	28	25
知的障がい者	53	54	59	55	59
精神障がい者	23	30	34	33	39
難病	2	1	1	1	1
児童通所サービス利用者	48	59	78	79	86
合計	156	173	200	196	210

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
区分 1	5	3	5	4	4
区分2	20	15	13	17	16
区分3	19	23	20	21	18
区分4	10	12	6	9	10
区分5	17	13	11	12	12
区分6	46	38	30	31	31
合計	117	104	85	94	91

資料:栄町福祉・子ども課(各年度末現在)

(2) 利用人数・利用量の推移

①訪問系サービス

訪問系サービスは、第5期の利用者数は全体としては横ばいで推移しています。 第5期計画に対しては、全体として計画値を上回る実績となっており、特に居宅介護の 利用者数の実績が計画値を大幅に上回っています。

図表 訪問系サービスの利用人数・利用時間の推移

4	種別		第5期計画	Ī		第 5 期実績 2 年度は見		進捗率
1			令和	令和	平成	令和	令和	令和
		30 年度	元年度	2 年度	30 年度	元年度	2 年度	2 年度
	実利用者数/月	12	13	13	23	24	23	176. 9%
居宅介護	時間数/月	147	159	159	200	219	266	167. 3%
	町内事業所数				1	1	1	_
手 	実利用者数/月	1	1	1	1	1	1	100.0%
重度訪問介護	時間数/月	20	30	40	39	35	17	42. 5%
· 茂	町内事業所数				0	0	0	_
	実利用者数/月	1	1	1	1	1	1	100.0%
同行援護	時間数/月	7	7	7	6	5	5	71. 4%
	町内事業所数				0	0	0	_
	実利用者数/月	7	7	8	11	10	10	125. 0%
行動援護	時間数/月	115	119	135	114	106	88	65. 2%
	町内事業所数				0	0	0	_
重度障害者	実利用者数/月	0	0	0	0	0	0	_
里	時間数/月	0	0	0	0	0	0	_
可己怕又饭	町内事業所数				0	0	0	_
	実利用者数/月	21	22	23	36	36	35	152. 2%
合計※	時間数/月	289	315	341	359	365	376	110. 3%
	町内事業所数				1	1	1	

[※]複数のサービスを利用している方を含む

②日中活動系サービス

日中活動系サービスは、利用者数は全体としては平成30年度、令和元年度は横ばいで、 令和2年度は減少見込みとなっています。

第5期計画に対しては、令和2年度は全体として計画値を下回る見込みですが、平成30年度、令和元年度は計画値を上回る実績となっています。個別のサービスでは、就労定着支援の利用者数の実績が計画値を大幅に上回っており、平成30年度、令和元年度を見ると、短期入所(福祉型)も実績が計画値を上回っています。

図表 日中活動系サービスの利用人数・利用人日数の推移

1	種別		第 5 期計画	Ī		第 5 期実績 2 年度は見		進捗率
↑	里別	平成	令和	令和	平成	令和	令和	令和
		30 年度	元年度	2 年度	30 年度	元年度	2 年度	2 年度
	実利用者数/月	38	39	40	40	40	40	100.0%
生活介護	人日/月	823	845	867	772	829	812	93. 7%
	町内事業所数				0	0	0	I
다 수 레 샤 / ‡%	実利用者数/月	1	1	1	0	0	0	0.0%
自立訓練(機	人日/月	17	21	21	0	0	0	0.0%
能訓練)	町内事業所数				0	0	0	_
白去訓练 / 井	実利用者数/月	0	0	0	1	0	0	I
自立訓練(生活訓練)	人日/月	0	0	0	11	0	0	I
/占 訓練/	町内事業所数				0	0	0	-
± 24 45 45 ++	実利用者数/月	12	12	14	13	8	4	28.6%
就労移行支	人日/月	225	226	282	140	105	40	14. 2%
援	町内事業所数				0	0	0	_
on o=	実利用者数/月	8	8	9	9	10	5	55. 6%
就労継続支	人日/月	165	165	185	120	116	87	47. 0%
援(A型)	町内事業所数				0	0	0	-
+ + 4 4 + +	実利用者数/月	22	28	28	21	24	24	85. 7%
就労継続支	人日/月	420	557	598	392	423	409	68. 4%
援(B型)	町内事業所数				1	1	1	-
****	実利用者数/月	0	0	1	5	6	5	500.0%
就 労 定 着 支	人日/月	0	0	5	2	4	4	80.0%
援	町内事業所数				0	0	0	-
	実利用者数/月	3	3	3	3	3	3	100.0%
療養介護	人日/月	93	93	93	91	92	92	98. 9%
	町内事業所数				0	0	0	I
生 地 3 元 / 元	実利用者数/月	14	14	15	24	27	12	80.0%
短期入所(福	人日/月	68	68	70	82	64	65	92. 9%
祉型)	町内事業所数				0	0	0	_
/= # 3 = C / / / / / / / / / / / / / / / / / /	実利用者数/月				0	0	0	_
短期入所(医	人日/月				0	0	0	-
療型)	町内事業所数				0	0	0	
	実利用者数/月	98	105	111	116	118	93	83. 8%
合計※	人日/月	1, 811	1, 975	2, 121	1, 610	1, 633	1, 509	93. 7%
	町内事業所数				1	1	1	

[※]複数のサービスを利用している方を含む

③居住系サービス

居住系サービスは、令和2年度(見込み)の利用者数は39人となっており、第5期はおおむね横ばいで推移しています。

第5期計画に対しては、全体としてはおおむね計画値通りの実績となっています。

図表 居住系サービスの利用人数の推移

種別		1	第 5 期計画	Ī	(令和	進捗率		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 2 年度
自立生活援	実利用者数/月	0	0	0	0	1	1	0.0%
助	町内事業所数				0	0	0	-
共同生活援	実利用者数/月	19	20	20	23	21	24	120.0%
助 (グループ ホーム)	町内事業所数				2	2	3	I
施設入所支	実利用者数/月	17	17	17	17	16	15	88. 2%
援	町内事業所数				0	0	0	
地 域 生 活 支 援拠点等	設置か所数	1	1	1	1	1	1	100. 0%
合計	実利用者数/月	36	38	38	40	37	39	102. 6%
	町内事業所数				2	2	3	

④計画相談支援及び地域相談支援

計画相談支援は、令和2年度(見込み)の利用者数は7人となっており、第5期はおおむね横ばいで推移しており、第5期計画値を下回る実績となっています。

また、地域移行支援及び地域定着支援は、第5期の利用実績はありません。

図表 計画相談支援及び地域相談支援の利用人数の推移

種別		1	第 5 期計画	Ī	(令和	進捗率		
		平成	令和	令和	平成	令和	令和	令和
		30 年度	元年度	2 年度	30 年度	元年度	2 年度	2 年度
計画相談支	実利用者数/月	11	12	13	8	9	7	51. 9%
援	町内事業所数	1	1	1	1	1	1	100. 0%
地域移行支	実利用者数/月	0	1	1	0	0	0	0. 0%
援	町内事業所数	1	1	1	0	1	1	100. 0%
地域定着支	実利用者数/月	0	1	1	0	0	0	0. 0%
援	町内事業所数				0	1	1	

⑤児童発達支援等

児童発達支援は、令和2年度(見込み)の利用者数は27人となっており、第5期計画に対しては、おおむね計画値通りの実績となっています。

一方、放課後等デイサービスは、令和2年度(見込み)の利用者数は51人となっており、 第5期は増加傾向で推移しており、第5期計画値を上回る実績となっています。

また、障害児相談支援は、令和2年度(見込み)の利用者数は13人となっており、第5期計画値を大きく上回る実績となっています。

図表 計画相談支援及び地域相談支援の利用人数の推移

種別		1	第5期計画	Ī	第 5 期実績 (令和 2 年度は見込み) 平成 令和 令和			進捗率
		平成	令和	令和			令和	令和
		30 年度	元年度	2 年度	30 年度	元年度	2 年度	2 年度
児童発達支	実利用者数/月	26	26	26	36	36	27	103. 8%
援	人日/月	152	152	152	183	156	153	100. 7%
1友	町内事業所数				1	1	1	
医療型児童	実利用者数/月	0	0	0	0	0	0	
医療空児里 発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0	
光连又版	町内事業所数				0	0	0	
北部後生ご	実利用者数/月	32	33	34	42	49	51	150. 0%
放課後等デイサービス	人日/月	608	627	646	531	496	512	79. 3%
17-67	町内事業所数				1	1	1	
少女正生	実利用者数/月	1	1	1	0	0	0	0. 0%
保育所等訪 問支援	人日/月	3	3	3	0	0	0	0. 0%
问义 拨	町内事業所数				1	1	1	
居宅訪問型	実利用者数/月	0	0	0	0	0	1	
児童発達支	人日/月	0	0	0	0	0	1	
援	町内事業所数				0	0	0	
障害児相談	実利用者数/月	1	2	3	13	16	13	433. 3%
支援	町内事業所数				1	2	1	
	実利用者数/月	60	62	64	91	101	92	143. 8%
合計	人日/月	763	782	801	714	652	666	83. 1%
	町内事業所数				4	5	4	

2 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業は、総合支援法第77条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立 した日常生活や社会生活(就労等)を営むことができるよう、栄町の社会資源や利用者の 状況に応じて柔軟に実施する事業です。

総合支援法により、地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取組の支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を図るため、以下の地域生活支援事業が必須事業として追加されました。

- (1) 障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発
- (2) 障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- (3) 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- (4) 意思疎通の支援
- (5) 手話奉仕員の養成

地域生活支援事業の実施にあたり、栄町では次の3点の基本的な考え方を重視しながら、 事業の計画的・効果的な実施に努めます。

- 栄町の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援にかかわるサービス提供体制を 確保します。
- 障がいの種別を問わず対応できる、実効性のある障がい者ケアマネジメントが行え る相談支援体制の充実を図り、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。
- 事業の効率性を高め、インフォーマルサービスの活用・育成にも取り組みます。

栄町では以下のサービスを提供しています。

	サービス種別	実施内容
理解促進研修・啓発事業		障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への 働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業		自立した日常生活や社会生活を営むための、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業		障がい者、保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことで、自立した日常生活 又は社会生活が行えるようにします。
	障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の権利擁護のために必要な援助を行います。
	基幹相談支援センター 等強化事業	専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しながら、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援や家主等への相談・助言を行います。

	サービス種別	実施内容
成年征	後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者等の権利擁 護を図ります。
成年往事業	後見制度法人後見支援	後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を 整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を 支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
意思通	疎通支援事業 	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人(以下「聴覚障がい者等」という。) に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
]	手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者等の福祉向上のため、手話通訳者の派遣を行います。
	要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者等の福祉向上のため、要約筆記者の派遣を行います。
日常生	生活用具給付等事業	重度の身体・知的・精神障がい児・者の在宅生活を支援するため、 日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成しま す。
手話表	奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。
移動	支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や 余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域氵	活動支援センター事業	一般就労が難しい障がい者に創作活動、社会適応訓練、機能訓練、生 産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。
7	I 型(1日あたりの実 利用人員がおおむね 20 名以上)	専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などを行います。
7	Ⅱ型(1日あたりの実 利用人員がおおむね 15 名以上)	地域での就労が困難な人が通所し、機能訓練、社会適応訓練、入 浴等のサービスを行います。
7	Ⅲ型(1日あたりの実 利用人員がおおむね 10 名以上)	創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜 を図ります。
日中-	一時支援事業	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校等の空き 教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会 に適応するための日常的な訓練を行います。

図表 地域生活支援事業(必須事業)の利用人数の推移

	《工心义饭争未	(2)次于不/	07 137137						
			9	第5期計画	1		第5期実約 2年度は見	•	進捗率
事	事業種別		平成 30 年 度	令和 元年度	令和 2 年度	平成 30 年 度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 2 年度
理解促進研	T修・啓発事業	実施有無	1	1	1	0	0	0	0.0%
自発的活動	力支援 事業	実施有無	0	0	0	0	0	0	1
	障害者相談 支援事業	実施か所数	2	2	2	2	2	1	50.0%
相談支援事業	基幹相談支 援センター 等機能強化 事業	実施か所数	0	0	0	0	0	0	l
	住宅入居等 支援事業	実施か所数	0	1	1	0	0	0	0.0%
成年後見制	度利用支援事	件数/年	1	1	1	0	0	0	0. 0%
成年後見制 援事業	度法人後見支 	実施有無	0	1	1	0	0	0	0. 0%
意思疎通	手話通訳者 派遣事業	件数/月	6	7	7	4	4	14	200.0%
支援事業	要約筆記者 派遣事業	件数/年	0	0	0	0	0	0	_
	介護・訓練 支援用具	給付件数/ 年	2	2	2	0	0	0	0. 0%
	自立生活支 援用具	給付件数/ 年	5	5	5	4	5	3	60.0%
日常生活	在宅療養等 支援用具	給付件数/年	3	3	3	0	2	0	0.0%
用具給付 等事業	情報・意思 疎通支援用 具	給付件数/年	1	1	1	3	3	0	0.0%
	排泄管理支 援用具	給付件数/ 月	35	36	37	31. 6	36. 1	37. 3	100. 7%
	居宅生活動 作補助用具	給付件数/年	1	1	1	1	0	1	100.0%
手話奉仕員	養成研修事業	実施回数/	27	27	27	27	27	27	100.0%
		実施か所数	12	12	12	3	4	2	16. 7%
移動支援 事業	全体	実利用者数	30	30	30	19	26	12	40.0%
7.		利用時間数	133	138	138	94	69	64	46. 4%
地域活動	基礎的事業	実施か所数	1	1	1	1	1	1	100.0%
地域活動 支援セン	I 型	実施か所数	1	1	1	1	1	1	100.0%
ター事業	Ⅱ型	実施か所数	1	1	1	1	1	1	100.0%
, , ,	Ⅲ型	実施か所数	0	0	0	0	0	0	_

図表 地域生活支援事業(任意事業)の利用人数の推移

		Ş	第5期計画	<u> </u>	(令和:	進捗率		
事業種別	単位	平成 30年 度	令和 元年度	令和 2年度	平成30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 2 年度
日中一時支援事業	実利用者数 /月	70	75	80	53	63	72	90. 0%
	利用日数/	190	200	208	169	215	333	164. 8%
	実施か所数				20	20	15	

3 障がい福祉サービス等の見込量

(1)訪問系サービス

事 業 項 目	事 業 内 容
居宅介護	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行いま
后七 万 丧	す。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排
里皮切问기语	泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出
同行援護	先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排泄・食事等の介護
	などを行います。
	自己判断能力が制限されている人が行動する際に、危険を回避する
1] 到饭暖	ために必要な支援、外出支援を行います。
重由陪审学学与任 士授	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括
重度障害者等包括支援	的に行います。

【見込量の考え方】

現在の利用者数、障がい者や家族等のニーズ、利用者の増加傾向を勘案し見込みました。

種類	単位	令和2年度		令和	令和	令和
性の対象を	中 位	計画	実績	3年度	4年度	5年度
居宅介護	実利用者数/月	13	23	26	28	30
(ホームヘルパー)	時間数/月	159	266	236	254	273
重度訪問介護	実利用者数/月	1	1	1	1	1
里皮切内外透 	時間数/月	40	17	35	35	35
□ 仁坪莊	実利用者数/月	1	1	1	1	1
同行援護	時間数/月	7	5	5	5	5
行動援護	実利用者数/月	8	10	10	10	10
1] 刬拔唛 	時間数/月	135	88	106	106	106
重度障害者等包括支援	実利用者数/月	0	0	0	0	0
里皮牌古伊奇·巴拉叉族	時間数/月	0	0	0	0	0

(2)日中活動系サービス

事業項目	事 業 内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に対し、日中の入浴、排泄、食事の介護等 を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能
(機能訓練・生活訓練)	の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識
汎力物1] 又版 	及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知
(A型・B型)	識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	一般就労へ移行した障がい者について、就労の継続を図るために企
就労定着支援	業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整を行う
	とともに、就労に伴う生活面の課題に対し指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の
惊食 月	管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う
(福祉型、医療型)	短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。

壬 米五	;; 4 /⊥	令和2	2年度	令和	令和	令和
種類	単位	計画	実績	3年度	4年度	5年度
上	実利用者数/月	40	40	43	46	50
│生活介護 ┃	人日/月	867	812	892	960	1, 033
 自立訓練(機能訓練)	実利用者数/月	1	0	0	0	0
日立訓練(饿形訓練)	人日/月	21	0	0	0	0
 自立訓練(生活訓練)	実利用者数/月	0	0	0	0	0
日立訓練(主治訓練)	人日/月	0	0	0	0	0
│ │就労移行支援	実利用者数/月	14	4	8	8	8
机力修1] 又拔 	人日/月	282	40	105	105	105
│ │ 就労継続支援(A型)	実利用者数/月	9	5	10	10	10
机力枢机又拔(A望)	人日/月	185	87	116	116	116
	実利用者数/月	28	24	25	26	28
就労継続支援(B型) 	人日/月	598	409	443	464	486
就労定着支援	実利用者数/月	1	5	6	6	6
机力足相又拨	人日/月	5	4	4	4	4
 	実利用者数/月	3	3	3	3	3
療養介護	人日/月	93	92	93	93	93
	実利用者数/月	15	12	12	12	12
短期入所(福祉型)	人日/月	70	65	64	64	64
与期 1 能 / 医感刑 \	実利用者数/月		0	0	0	0
短期入所(医療型) 	人日/月		0	0	0	0

(3)居住系サービス

事 業 項 目	事 業 内 容	
中共生活型	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問	
自立生活援助 	や随時の対応により必要な支援を行います。	
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排泄、食事	
共向生活拔助 	の介護等日常生活の支援を行います。	
施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介記		
施設入所支援 	常生活の支援を行います。	
	地域で障がい者や発達支援を必要とする児童とその家族が安心して	
【新規】	生活するため、必要な機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の	
地域生活支援拠点等	受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)	
	の5つの必要な機能を備えた体制です。	

種類単位		令和2	2年度	令和	令和	令和
種 類	早12	計画	実績	3年度	4年度	5年度
自立生活援助	実利用者数/月	1	1	1	1	1
共同生活援助	実利用者数/月	20	24	25	26	27
施設入所支援	実利用者数/月	17	15	16	16	15
	設置か所数		1	1	1	1
地域生活支援拠点等	【新規】 地域生活支援拠 点等が有する機 能の充実に向け た検証及び検討 の実施回数/年			1	1	1

(4)相談支援及び相談支援体制の充実・強化のための取組 【新規】

事 業 項 目	事 業 内 容		
	障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス		
計画相談支援	利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よ		
	りきめ細かい支援を行います。		
	精神科病院に入院している精神障がい者又は障がい者施設等に入所		
地域移行支援 している障がい者につき住居の確保や地域での生活に移行す			
	の支援や相談を行います。		
	地域移行した居宅にて単身等で生活する障がい者につき、常時連絡体		
地域定着支援	制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急等に相談等必要な支		
	援を行います。		

【計画期間の見込量】

種類	単位	令和2	2年度	令和	令和	令和
性 規	中 世	計画	実績	3年度	4 年度	5 年度
計画相談支援	実利用者数/月	9	7	11	11	12
地域移行支援	実利用者数/月	0	0	0	0	1
地域定着支援	実利用者数/月	0	0	0	0	1

事業項目		事	業	内	容	
総合的・専門的な相談支 援	障がいの種別や名 設置し、総合的・					ターを
地域の相談支援体制の 強化	地域の相談支援事 材育成の支援、連			•	専門的な指導・助	言、人

種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総合的・専門的な相談 支援	実施の有無	無	有	有
	地域の相談支援事業者に対す る訪問等による専門的な指 導・助言件数 件/年	_	5	5
地域の相談支援体制の 強化	地域の相談支援事業者の人材 育成の支援件数 件/年		5	5
	地域の相談機関との連携強化 の取組の実施回数 回/年	_	5	5

(5) **障がい児支援**(第2期障がい児福祉計画)

事業項目	事 業 内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ の適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援の事業内容及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交 流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのない児童との集団生活に適応するための 専門的な支援や、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対する居宅を訪問し て発達支援を行います。
医療型障害児入所支援	児童の保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与、 治療を行います。
福祉型障害児入所支援	児童の日常生活能力の維持・向上のための訓練、コミュニケーション の支援、食事・排泄・入浴などの介護を行います。
障害児相談支援	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・ 医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行 います。
【新規】 医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	医療的ケア児の福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有し、 その暮らしの設計を手助けできる調整者(コーディネーター)を配置 します。

		人们人	2 左	△≦⊓	△ 1⊓	△ 1⊓
種類	単位	令和 2	2年度	令和	令和	令和
1至 块	平 位	計画	実績	3年度	4年度	5年度
 児童発達支援	実利用者数/月	26	27	36	36	36
汽里光连又版 	人日/月	152	153	170	170	170
医療型児童発達支援	実利用者数/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数/月	34	51	68	68	68
放床接等アイリーに入	人日/月	646	512	605	605	605
保育所等訪問支援	実利用者数/月	1	0	0	0	0
体目的专动问义拨	人日/月	3	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支	実利用者数/月	0	1	0	0	0
援	人日/月	-	1	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数/月	3	13	14	15	16
【新規】 医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	配置人数		0	0	0	1

(6)発達障がい者等に対する支援 【新規】

事 業 項 目	事 業 内 容
【新規】 ペアレントトレーニングやペアレン トプログラム等の支援プログラム等	保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようになるためのトレーニングやプログラムのことです。ペアレントトレーニングは、保護者が子どもの「行動」に直接介入する方法や技術を学ぶものです。また、ペアレントプログラムは、保護者が子どもの「行動」そのものをまずきちんと捉えられるようになることを目標としており、ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置づけられています。

種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【新規】				
ペアレントトレーニングやペアレン	 実施有無	有	有	有
トプログラム等の支援プログラム等	天心有 無	19	 17	1月
の実施有無				
【新規】	人数/年	1	1	1
ペアレントメンターの人数	八奴/ 牛	l	l	ı
【新規】	参加人数/年	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	参加八数/ 平	l	I	'

(7)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 【新規】

事 業 項 目	事 業 内 容
保健、医療及び福祉関係	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置するとともに、重層
者による協議の場	的な連携による支援体制を構築します。
地域移行支援(精神障が	
い者の利用分)	
地域定着支援(精神障が	
い者の利用分)	 〈事業内容は 80,81 ページ参照〉
自立生活援助(精神障が	〈争未内台は 00, 01 ハーン参照/
い者の利用分)	
共同生活援助(精神障が	
い者の利用分)	

種類	単位		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	開	催回数/回		1	1
		保健関係者		1	1
保健、医療及	明友老の	精神科医療関係者		1	1
び福祉関係者	関係者の 参加者数	その他医療関係者	_	1	1
による協議の	参加有数 人/年	福祉関係者		1	1
場	\\\/\ \\	介護関係者		1	1
		当事者及び家族		1	1
	目標設定及	び評価の実施回数		1	1
地域移行支援(者の利用分)	精神障がい	実利用者数/月	0	0	0
地域定着支援(精神障がい				
者の利用分)		実利用者数/月	0	0	0
自立生活援助(精神障がい	克利田老米/日	^	^	
者の利用分)		実利用者数/月	0	0	0
共同生活援助(精神障がい	実利用者数/月	5	5	5
者の利用分)		大利用名数/月	j	5	0

(8) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組 【新規】

事業項目		事	業	内	容		
障がい福祉サービス等 に係る各種研修の活 用	県が実施する障が 職員の参加を図り		ービス	等に係る	研修その他	也の研修への問	町
障害者自立支援審査支 払等システムによる審 査結果の共有	障害者自立支援審の結果を活用し、						そ

種類	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	都道府県が実施する障がい福			
障がい福祉サービス等	祉サービス等に係る研修その			
に係る各種研修の活	他の研修への町職員の参加人	1	1	1
用	数			
	人/年			
	障害者自立支援審査支払等シ			
	ステム等による審査結果を分		有	
	析してその結果を活用し、事業	有		有
	所や関係自治体等と共有する	有		有
 障害者自立支援審査支	体制の有無			
払等システムによる審	体制有無			
査結果の共有	障害者自立支援審査支払等シ			
直和木の共有	ステム等による審査結果を分			
	析してその結果を活用し、事業	1	1	1
	所や関係自治体等と共有する	1	1	I
	体制の実施回数			
	回/年			

4 地域生活支援事業の見込量

(1)必須事業

①理解促進研修·啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深める ための研修・啓発を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和2	2 年度	令和	令和	令和	
尹未位	中位	計画	実績	3 年度	4年度	5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施状況	ı	ı	実施	実施	実施	

②自発的活動支援事業

自立した日常生活や社会生活を営むための、障がい者等やその家族、地域住民等による 地域における自発的な取組の支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和2	2年度	令和	令和	令和
尹 未石	- 単位	計画	実績	3年度	4 年度	5年度
自発的活動支援事業	実施状況	_	_	実施	実施	実施

③相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行うとともに、一般住宅への入居を希望する人に対し必要な調整を行います。

事業名	単位	令和2	2年度	令和	令和	令和
丁 未石	平位	計画	実績	3年度	4 年度	5年度
障がい者相談支援事業	実施か所	2	1	1	1	1
基幹相談支援センター等強化 事業	実施か所	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施か所	1	0	0	0	0

40成年後見制度利用支援事業

障がいのある人の成年後見制度の利用を支援するため、申し立てに要する経費や後見人 等の報酬等にかかる経費の一部又は全部を助成します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和2	2 年度	令和	令和	令和
争未有	半位	計画	実績	3年度	4 年度	5年度
成年後見制度利用支援事業	実施回数	1	0	1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見等の申し立てが増加する一方、後見人等の担い手不足が懸念されるため、法人 後見の実施に向けた支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度法人後見支援 事業	実施状況	実施	実施	実施	実施

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、 手話奉仕員・要約筆記者等を派遣します。

市 类 夕	単位	令和2	2年度	令和	令和	令和
事業名	- 単位	計画	実績	3年度	4 年度	5年度
手話通訳者派遣事業	利用件数/月	7	14	4	4	4
要約筆記者派遣事業	利用件数/月	0	0	0	0	0

⑦日常生活用具給付等事業

重度障がい児・者に対し、日常生活用具の給付・貸与することにより、日常生活、社会生活の便宜を図り、また、住宅の改修に必要な経費の一部又は全部を助成します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和2	2年度	令和	令和	令和
尹未石	- 単位	計画	実績	3年度	4 年度	5 年度
介護訓練支援用具	件	2	0	0	0	0
自立生活支援用具	件	5	3	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	3	0	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	1	0	5	5	6
排泄管理支援用具	件	444	447	468	492	516
居宅生活動作補助用具	件	1	1	1	1	1
(住宅改修)	1 +	ļ	1	ļ	ļ	'

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕 員の養成を行います。

【計画期間の見込量】

車 类 夕	出任	令和2年度		令和	令和	令和
事業名 単位		計画	実績	3年度	4 年度	5年度
手話奉仕員養成研修事業	実施回数	27	27	27	27	27

9移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加の ための外出を支援します。

事業名	単位 令和 2年度			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		計画	実績	0 千皮	4 千皮	0 千皮
	実施か所	2	2	2	2	2
移動支援事業	実利用者数	30	12	28	30	31
	延べ利用	55	64	75	79	83
	時間/月	55		75	79	

⑩地域活動支援センター

障がい者の日中活動の場として、各機能を備えたセンターを通じ、創作的活動又は生活 活動などの機会を提供します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	令和2	2年度	令和	令和	令和
丁 未石	李未石 甲世		実績	3年度	4年度	5年度
基礎的事業	実施か所	1	1	1	1	1
I 型	実施か所	1	1	1	1	1
Ⅱ型	実施か所	1	1	1	1	1
Ⅲ型	実施か所	0	0	0	0	0

(2)任意事業

①日中一時支援事業

日中において監護する者がいない障がい者に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための訓練などを行います。

事業名	単位	令和 2	2年度	令和	令和	令和
→ 未石 	平 位	計画	実績	3年度	4年度	5年度
日中一時支援事業	利用者数/月	80	72	72	75	78
口中一时又版事来	延べ利用日数/月	208	333	331	346	362

第6章 成果目標

1 令和5年度末の目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】

国の基本指針に基づき、令和元年度末入所者数の6%以上を地域移行、施設入所者数を 1.6%以上減とする成果目標を設定しました。

	項目	数值	備考
地	第5期目標値	2 人	令和 2 年度末の地域移行者数
域 移	令和元年度末実績	0人	令和元年度末の地域移行者数
地域移行者	令和 5 年度目標値 (本計画目標値)	1人	令和元年度末の施設入所者数(16人)の6%以上が地域生活へ移行
	第5期目標値	16 人	令和 2 年度末の施設入所者数
	令和元年度末実績	16 人	令和元年度末の施設入所者数
施設入所者	令和 5 年度目標値	削減数 1	令和元年度末時点の施設入所者数 (16 人) から
者	(本計画目標値)	入所者数 15 人	1.6%以上削減

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】

ア 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇

千葉県が目標設定

イ 精神病床における1年以上の長期入院患者数、精神病床における早期退院率

千葉県が目標設定

ウ 精神病床における退院率の上昇

千葉県が目標設定

③地域生活支援拠点等の整備【一部新規】

国の基本指針に基づき、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域 生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討

広域で1か所整備済み。年1回以上運用状況を検証、検討を実施

④福祉施設から一般就労への移行【一部新規】

国の基本指針に基づき、一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍に、また、就 労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、8 割が就労定着支援事業を利用 する成果目標を設定しました。

<一般就労移行者数>

項目	数值	備考
第 5 期目標値	1人	令和 2 年度の福祉施設から一般就労した者 の数
令和元年度実績	4 人	令和元年度の福祉施設から一般就労した者 の数
令和5年度の 一般就労移行者数 (本計画目標値)	5 人	令和元年度実績の 1.27 倍以上の一般就労へ の移行実績を達成(5 人は全て就労移行支援 事業の利用者)

<就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、

就労定着支援事業の利用者数>【新規】

項目	数值	備考
令和 5 年度の 就労定着支援事業の利用者数 (本計画目標値)	4 人	令和 5 年度における就労移行支援事業等を 通じて一般就労に移行する者(5人)のうち、 8 割が就労定着支援事業を利用

<就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数>【新規】

項目	数值	備考
令和 5 年度の 就労定着支援事業所数	0 か所	- - 町内への事業所の立地を想定しない
就労定着率が8割以上の就労定着 支援事業所数	0 か所	町内への事業所の立地を芯定しない

⑤障がい児支援の提供体制の整備等【継続】

ア 令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所設置することを基本とする。

町内に1か所整備済みであり、利用を促進していきます。

イ 令和 5 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築することを基本とする。

利用できる体制は整備済みであり、利用を促進していきます。

ウ 令和 5 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課 後等デイサービスを各市町村に少なくとも 1 か所確保することを基本とする。

重症心身障がい児が支援可能な児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業 所は、町内に1か所整備済みです。

エ 令和 5 年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することを基本とする。

令和5年度末までに協議の場を設置します。

オ 令和 5 年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを 基本とする。

令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

カ 令和 5 年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を構築すること を基本とする。

千葉県が目標設定

⑥相談支援体制の充実・強化等【新規】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化(相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、相談支援事業者の人材育成の支援、相談機関との連携強化)を実施する体制を確保します。

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組(県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制)に関する事項を実施する体制を構築します。

資 料 編

1 栄町障害者施策推進審議会設置条例

平成26年栄町条例第21号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき栄町障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 栄町における障害者(障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいう。以下この 条及び第4条第1項第2号において同じ。)のための施策に関する基本的な計画に関し、 同法第11条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、町長 に意見を述べること。
 - (2) 栄町における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調 香審議し、及びその施策の実施状況に関し町長に意見を述べること。
 - (3) 栄町における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を協議すること。
 - (4) 栄町における障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく業務の円滑な実施に関する計画に関し、同法第88条第9項の規定に基づき、町長に意見を述べること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (3) 医師その他の医療関係者
- (4)関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、障害福祉主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に 諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成26年度において町長が委嘱した委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、 平成29年3月31日までとする。

2 栄町障害者施策推進審議会委員名簿

氏 名	所 属 等	区分	備考
たかはし じゅんこ 高橋 淳子	元新潟青陵大学短期大学部 幼児教育学科教授	学識経験者	会長
なかざわ かずお 中澤 一夫	栄町社会福祉協議会長	***	
八田羽 由江	NPO法人ねむの里理事長	障害者の自立及び社会参加に関す	
っかだ まさゆき 塚田 昌幸	社会福祉法人印旛福祉会いんば学舎・岩戸施設長	る事業従事者	
きとう しげき 佐藤 茂樹	成田赤十字病院精神神経科顧問	医師その他の医療関係者	
でらしま たかゆき 寺島 孝幸	成田公共職業安定所長		
すずき はるお 鈴木 春雄	栄特別支援学校長 行政機関の職員		
からかわ きょうこ 古川 恭子	印旛健康福祉センター副センター長		
しのだ のぶひろ 篠田 伸洋	民生委員•児童委員		
えんどう やすよし 遠藤 安義	障害者相談員(身体) その他町長が必要 と認めるもの		
石澤 國治			
近藤 松弘	障害者自立支援協議会副会長		

3 計画の策定経過

時期	内容
令和2年8月~9月	障がい福祉サービス利用に関するアンケート調査
11月26日	第1回栄町障害者自立支援協議会 ・障がい者計画等に関する意見聴取 第1回栄町障害者施策推進審議会 ・現計画の評価及び次期計画アンケート結果報告
12月21日	第2回栄町障害者施策推進審議会 ・計画(案)審議(第1回)
令和3年1月28日	第2回栄町障害者自立支援協議会 ・障がい者計画等に関する意見聴取 第3回栄町障害者施策推進審議会
	・諮問及び計画(案)審議(第2回)
2月5日~19日	パブリックコメントの実施 ・計画案に対する町ホームページ等での意見募集
2月下旬	町議会(全員協議会)への説明
3月18日	第4回栄町障害者施策推進審議会 ・計画(案)審議(第3回)及び答申

栄町 第5次障がい者計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

発行者 千葉県栄町

編 集 栄町福祉・子ども課

T270-1592

千葉県印旛郡栄町安食台一丁目2番

電話:0476-33-7707(福祉・子ども課直通)